2015年10月1日発行(毎月1回1日発行) 第15巻第10号(通巻486号) 昭和51年3月17日第三種郵便物認可 ISSN 1341-9498

BBA10_{月号}

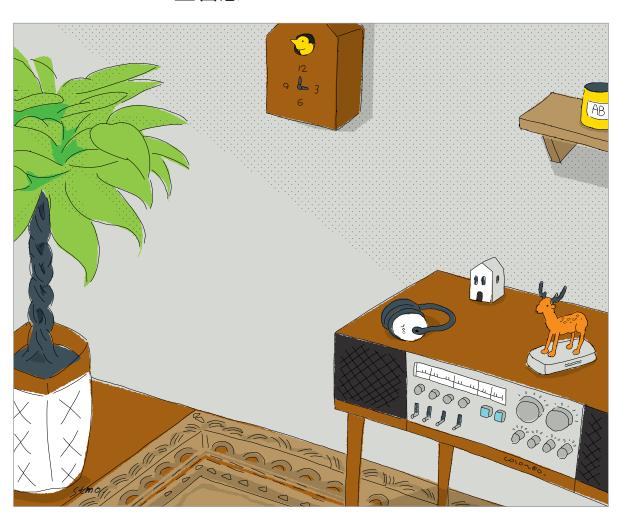
〈特集〉

「戦争」を忘れない

―恒久平和と憲法の使命を考える―

〈インタビュー〉

ジャーナリスト・映画監督 三上智恵さん





LÌBRA

東京弁護士会

CONTENTS 2015年10月号

特集

02 「戦争」を忘れない 「恒久平和と憲法の使命を考える―

- 1 海老名香葉子さんインタビュー「私みたいな子どもを二度と作らないで」
- 2 戦後70年企画「中学生憲法ワークショップ」グループディスカッション報告 杉村亜紀子
- 3 「戦争写真展」及び「戦争資料展」の報告 小川貴裕
- 4 8・7シンポジウム「伝える 平和と憲法の意味」
 - 基調講演「体験的平和主義を語る」平山正剛会員 「戦争体験者の証言を語る」堀 潤氏 「立憲主義を語る」小林 節氏
 - トークコーナー
- 5 伊藤和子会員インタビュー「世界の中の日本と憲法9条」
- 6 関東弁護士会連合会における憲法問題への取組み 石原修
- 7 「安全保障関連法案」の憲法上の各問題点 伊井和彦

インタビュー

74 ジャーナリスト・映画監督 **三上智恵**さん

ニュース&トピックス

30 東京弁護士会・UIA共催セミナーを終えて

連 載 等

- 32 理事者室から
- 34 常議員会報告(2015年度 第5回)
- 36 東京弁護士会市民会議: 第36回 東京パブリック法律事務所現状報告
- 38 近時の労働判例 第34回 マーケティングインフォメーションコミュニティ事件 中野 真
- 40 刑弁でGO!:第63回 勾留請求の却下を求める! 白井 徹
- 42 弁護士が狙われる時代―弁護士業務妨害への対応 第74回 2015年度夏期合同研究における取り組みについて 中村圭佑
- 43 性別にかかわりなく、個性と能力を発揮できる弁護士会を 第11回 2015年度理事者と女性会員との懇談会報告 石井悦子
- 4.4 via moderna第59回 インハウスロイヤーに聞く vol.3 日本ビジネスシステムズ株式会社 貝原怜太/聞き手: 白井太朗
- 46 わたしの修習時代: 恩師と仲間に感謝 16期 平山正剛
- 47 67期リレーエッセイ:作品の世界観を正確に伝えたい 安田善紀
- 48 心に残る映画:『バンテージ・ポイント』 早乙女朋宏
- 49 コーヒーブレイク:カジノ旅行の楽しさ 石井光人
- 50 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 60 インフォメーション

「戦争」を忘れない

一恒久平和と憲法の使命を考える一

今年は、戦後70年の年である。戦争の惨禍への反省から「二度と戦争をしない」という恒久平和主義を理念とする日本国憲法が生まれた。だが、70年という時が経ち、戦争の記憶は風化しつつあり、いつしか「平和」と「憲法」のあり方が議論されるようになっている。今夏の「安全保障関連法案」の国会での審議は、まさにその表れであろう。

当会は今夏,『戦後70年~伝える』というテーマで、以下の企画を行った。

- ●戦争写真展(7月14日~8月7日)
- ●戦争資料展(8月7日終日)
- ●中学生憲法ワークショップ(8月7日昼の部)
 - 「戦争語り部 | 海老名香葉子さん講演
 - ・ 憲法サロン (中学生保護者等)
 - 中学生グループディスカッション
- ●シンポジウム (8月7日夜の部)
 - 平和コンサート (アンサンブル・フォウ・ユウ)
 - 平山正剛会員、堀潤氏、小林節氏の各講演 及びパネルディスカッション

今回の特集では、これらの企画で伝えられた「戦争の現実」と「憲法の意味」を考察しながら、「安全保障関連法案」の何が問題かも検討していきたい。 (伊井 和彦、山内 一浩)

CONTENTS

- 1 海老名香葉子さんインタビュー 「私みたいな子どもを二度と作らないで」
- 2 戦後70年企画「中学生憲法ワークショップ」 グループディスカッション報告
- 3 「戦争写真展」及び「戦争資料展」の報告
- 4 8・7シンポジウム「伝える 平和と憲法の意味」
 - 基調講演「体験的平和主義を語る」「戦争体験者の証言を語る」「立憲主義を語る」
 - ・トークコーナー
- 5 伊藤和子会員インタビュー「世界の中の日本と憲法 9条」
- 6 関東弁護士会連合会における憲法問題への 取組み
- 7 「安全保障関連法案」の憲法上の各問題点

*表紙裏に関連カラー写真掲載

海老名香葉子さんインタビュー 「私みたいな子どもを二度と作らないで |

8月7日の中学生憲法ワークショップは、応募で集まった中学生四十数名たちに戦争と平和について考えてもらおうという企画であったが、その冒頭、戦争の「語り部」として、海老名香葉子さんに戦争体験のご講演をしていただいた。そのお話は、中学生のみならず保護者の皆さんや傍聴した弁護士たちも皆、深い感銘を受けるものであった。 講演後のインタビューをお届けする。 (聞き手・構成:山内 一浩)

――海老名さんは、東京大空襲で、大切な家族をなく されましたね。

私は、国民学校5年生の昭和19年6月に沼津の叔母宅に疎開したのですが、翌年の3月9日夜半から10日にかけての東京大空襲で、本所(現墨田区立川)に住んでいた両親、2人の兄、祖母、弟、家族6人が火の中に消えていなくなりました。父の妹一家6人も全部亡くなりました。それ以外の親族も含めると、全部で18人が亡くなってしまいました。生き残ったのは、私と3番目の兄だけです。

--- ご遺体は見つかったのですか。

3番目の兄が焼跡を探して歩いたのですが、見つかりませんでした。私は敗戦から2カ月後に東京に戻って来て、ありとあらゆる所の死亡者名簿を夢中でめくって探しました。死亡者名簿には、真っ黒こげになって焼けただれちゃった人の名前なんか載るはずもない。それでも当時は、「もしかしたら」と、そんな思いで一生懸命死亡者名簿をめくりました。でも、私の両親、兄弟誰も、とうとう出てこない。行方不明のままです。お骨を引き取って、手を合わせて拝むことができる人は遺族です。ですけど、私は、家族のお骨がどこにあるか分からないまま、遺族にもなっていません。

--- 弟さんは8歳下でしたね。

可愛い弟でした。目がぱっちりして、生まれたときに「こんなかわいいのか」と、初めて姉の気持ちを知りました。「こうちゃん、こうちゃん」といってみんなで可愛がったんです。私が疎開するときには「ねえね」と言って、自分のおもちゃ箱から「ひょっとこ」のお面の絵が描いてある小さいメンコを1つくれたんです。私はうれしくて、服のポケットにメンコを入れ



えびな・かよこ エッセイスト、絵本作家。初代林家三平夫人。 絵本や全国の講演等で、自身の戦争体験と平和の尊さを訴えている。私財と寄付で上野に「哀しみの東京大空襲」の慰霊碑と平和 の母子像「時忘れじの塔」を建立。毎年3月9日に空襲犠牲者を 慰霊する集いを開催。

て疎開しました。弟の生きた証しは何もないんです, 写真も。骨の行方も分かりません。私が今も持っているメンコ1つだけが、生きていた証しなんです。こんな悲しいことってあるでしょうか。

--- 疎開するときは家族みんなで送り出してくれたそうですね。

兄たちが一升瓶に玄米のお米を半分くらい入れて、 竹の棒でシャッシャッと突いて玄米を白くしてくれま した。シャッシャッという音は、今でも耳から離れま せん。そのお米で久し振りにご飯を食べました。母は、 お守りを首にかけてくれ、私の手をぎゅっと持って言 ったんです。「香葉子、あなたは明るくて元気で強い 子だから大丈夫よね。大丈夫よね」と何度も念を押 すように。母の目からは涙がぽろぽろこぼれていまし た。そして、母が作った新しい防空ずきんをくれまし た。防空ずきんはみな黒っぽい色でしたが、中を開け たら、私の大好きなきれいな布が少し縫い付けてあっ たんです。母の優しい心遣いでした。

── 疎開中はどんな生活をされていたのですか。

3日に一度家族から来る手紙が楽しみでした。学校では薙刀の練習をやりました。すぐに竹やり訓練に変わりました。敵が上陸したらいの一番で敵兵を竹



やりで打つんだと。国民学校5年生の女の子が、もう 夢中で炎天下「えーい。突き、突き」と練習したん です。でも、夜になると本当に寂しくて、辛くて涙が こぼれました。東京の夜空に向かって「父ちゃーん、 父ちゃーん」と叫びました。

――東京大空襲のことはどうやって知ったのですか。

3月9日夜,「退避,退避」という呼び掛けがあって, 山の上に登りました。上の方で「東京の空が赤いぞー」 という声が聞こえ,夢中で頂上近くまで登って見まし たら,暗い中で東京の方の空がぽーっと赤くなってい たんです。「えー,東京がやられているのかな」。無我 夢中で手を合わせて,どうかみんなが無事でいます ようにと心から祈りました。

翌日学校に行ったら、友達に「本所深川は全滅だってよ」と言われたんです。私の兄たちは大丈夫だと信じたい気持ちでしたが、手紙も来なくなって、「どうしてかな、みんなもしかしたら死んじゃったの。死んじゃったら私生きていかれない」。そんな思いでいっぱいでした。

4日後、すぐ上の3番目の兄が沼津にやってきました。 ぼろぼろに焼けただれて、麦畑でぼーっと立っていた んです。兄は、「香葉子。みんな死んじゃったんだ」 とぽろぽろ泣いていました。焼けただれて唇はめくれ ていました。「ごめんね、香葉子。ごめんね。みんな 死んじゃったんだ。いくら探してもいないんだ」と、 あんなに元気で腕白な兄が、涙をぼろぼろ流して私 に謝りました。私は、「きい兄ちゃん、頑張ったから 偉かったじゃない」と言って、兄の背中をさすりまし た。一晩抱き合って泣いたんです。

--- ご家族が亡くなられたときはどんな様子だったんですか。

後で兄が話してくれました。家族が家に集まったときにはもう家に火がついていて、前も後ろも右も左も火の海で、何とか小学校に逃げたけれど、校門はもう焼死体が山のように積み重なって入れない。塀を乗り越えて校舎と塀の間に入ったんですが、熱風と火の塊が飛んでくる。そこで母は弟を胸に抱いて地面に突っ伏したそうです。その上から父が覆いかぶさり、3人の兄がそばに寄り、おばあちゃんを真ん中にしてみんなが固まったそうです。3番目の兄は、父が「あそこから逃げろ」と言った学校の窓から夢中で逃げたそうですが、後の記憶はまったくないんです。

――海老名さんは沼津から石川県の穴水に移り、その後 東京に戻られたんですね。

穴水ではお友達や村の人たちが本当によくしてくれました。ところが、敗戦の日に玉音放送が流れたら、一緒に疎開していた叔母さんに、「香葉ちゃんの父ちゃんも母ちゃんも犬死にしちゃったね」と。「お国のために死んだんだ」、そう思いたかったのに「犬死にしちゃったね」と言われ、子どもながらにむなしさ、悔しさがこみ上げて来て、川へ行って呆然としていました。その2カ月後、叔母さんから「悪いけど東京の大きな叔母さんのところへ行ってちょうだい」と言われ、東京へ帰ることになりました。

--- 東京に戻ってからの生活はどうでしたか。

東京へ着いたらびっくりしました。一面が焼け野原。 ここでどうやって暮らしていくんだろうと。私が身を 寄せた大きい叔母さんの家は、焼けたトタンで囲った やっと雨風がしのげる2畳くらいのところでした。大 きい叔母さんは、「何であんたみたいな子が生き残っ たの。あんたが死んでくれれば本当によかったのに」 と面と向かって言うんです。仕方なく、叔母さんの 家を出て,元の自分の家の焼け跡に行きました。焼け跡で,1人で生きていこう,そう思ったのです。

闇市でふすま粉という麦の外側の赤茶色の皮の粉を買ってきて、拾ってきたお鍋で煮て食べました。春になって雑草が生えてきたときはうれしかったです。ハコベだとかアカザとかを摘んで、お砂糖も塩も何もなくて味もしないんですが、それをすすって空腹を凌ぎました。歯なんか磨くどころじゃありません。顔を洗ってから、指でこするだけ。よくぞ生きてきたな、そう思います。子守をすれば新制中学へ行かせてくださる家がありまして、子守をしながら時々は中学へ行きました。でも、その家も限界を悟り、その後は転々とする身でした。16歳の時に、「生きていて良かったね!!」と3代目三遊亭金馬師匠に引き取られるまで、毎日が生きるための戦いでした。

戦争が終わってからも大変な思いをされたのですね。

親のいない子は本当に悲しい。お国からおにぎり1つ,かんぱん1缶貰えません。遺族じゃない。遺児の証明を貰っていない。ですから,自分一人で生きてきました。紙も鉛筆も欲しくない。それよりも食べるものが欲しい。そんな生き方をしてきました。でも悪いことだけはしませんでした。戦争は本当に辛いものです。戦後の焼け野原は、こんな悲惨なことがあるだろうか、こんな無残なことがあるだろうかと思うほど地獄でした。でも、父や母のことをいつも思い出して、何げない日常のことが本当に宝物のように私の胸にあったので、何とか生きて来られました。

―― 海老名さんは2つの碑を建立されていますね。どういう思いからですか。

「哀しみの東京大空襲」の慰霊碑(台東区・寛永寺 =写真左)と、上野公園の平和の母子像「時忘れじの 塔」(写真右)です。2時間の空襲で亡くなった10万余人もの方々を供養するため、次の世代に戦争の恐ろしさを伝えるため、そして戦争が二度と起きないように、私のような子どもが二度と出ないように、そんな願いを込めて建立しました。

私は、普段は母に言われたように笑顔でいます。 でも、戦争はいけない、恐ろしい。戦争ほど無残、 悲惨なものはない、愚かなものはないということを、 言うべきときはきちんと言わなければならないと思って います。

― 今, 国会で審議されている新安全保障法案について どのようにお考えですか。

憲法9条の戦争放棄は、とても大切なものです。 私は、自衛隊が悪いとは思いません。災害救助の際 の活躍には本当に感動します。自衛隊が自分の国を 守ってくれるのなら、ありがたい、大賛成です。で すけど、武器を持って他国に出ていく、海外に出て いく、これはもう絶対にあってはならないと思ってい ます。世界中の人たちが、手を握り合っていく平和 を願って祈り続けております。





2

戦後70年企画「中学生憲法ワークショップ」 グループディスカッション報告

法教育センター運営委員会副委員長 杉村 亜紀子 (55期)

8月7日の「中学生憲法ワークショップ」では、海老名香葉子さんの「戦争体験」のお話を伺い、早稲田大学水島朝穂教授の解説で戦争資料展を見学した後、子どもたち40名(小学生3名含む)と弁護士11名が7グループに分かれ、グループディスカッションを行いました。

まず、海老名さんのお話や戦争資料展についての 感想を、グループ内で共有しました。子どもたちは、 家族が離れ離れになり、大切な人を亡くしてしまった ことがとても辛く、悲しかったと話してくれました。

感想を共有した後は、戦争が子どもたちから何を 奪っていたのかを、具体的に検討しました。戦争の 被害と犠牲は、戦場での兵士だけでなく、空襲等で 一般国民の命や財産にも及んだこと。それだけでなく、 家族が一緒に暮らせなくなり、食べ物にも不自由し、 子どもたちは自由に遊ぶことも学校での勉強もままな らなかったことなど、戦争が人権侵害の塊であること を確認しました。

そこで、次は、どうして戦争が起こったのかをみんなで考えました。軍隊があって、軍人は戦争をしたいと考えていたという意見、国の利益を得るためだという意見。アジア太平洋戦争の歴史にも触れ、戦争

の犠牲者は日本以外にもたくさんいたことも学び,大 日本帝国憲法と日本国憲法の対照表を見ながら,戦 時中の国の仕組みも学びました。

その上で、これから戦争が起きないようにするには どうすればよいのかをみんなで考えました。「一部の 人たちが国を支配して国を動かすのではなく、国民み んなで決めればよい」、「全国民で話し合うのは難し いから代表を選ぼう、選挙をしよう」「選挙も、例え ばお金持ちなど一部の人だけでしてはいけない、色々 な意見の人が選んだ方がよい」といった意見も出て、 現在の選挙制度や国会についても確認しました。でも、 国会議員は、国民の代表だからといって、勝手に自由 に何でも決めてよいのだろうかと、憲法尊重擁護義務 の条文を確認しながら、憲法が国民を縛るものでは なく、国家権力を制限するものであることを学びまし た。また、平和が大切だということ、戦争をしないと 決めることも大事だという話にもなり、平和的生存権 や平和主義を、憲法の前文や9条で確認しました。

総括では、みんなの意見を振り返りながら、その 憲法的意味合いを確認していきました。国民みんな で決めることが国民主権であること、憲法が国民の 人権を守り、国家権力を縛ることが立憲主義である

ことなどを確認しました。

ディスカッションでは、あと4年ほどで自分たちに選挙権が認められることに気づいた子どもたちが、どうしようと戸惑っていました。自分できちんと判断し、投票するためには、これからたくさんのことを学び、考え、決めなければならないねと言いながら、こうやって戦争を伝え、憲法について自由に話ができる平和のありがたさ、未来の主権者を育てることの大切さ、それに携わり、共に学べる楽しさを満喫した一日でした。



「戦争写真展」及び「戦争資料展」の報告

憲法問題対策センター副委員長 小川 貴裕 (63 期)

写真展「伝える〜戦争と平和〜」

読売新聞社,毎日新聞社,共同通信社,日本放送協会の協力で,2015年7月14日(火)~8月7日(金),弁護士会館1階ロビーで戦争を知る写真展を開催した。

展示では、東京大空襲の被害が中心となり、東京が炎上し職場と住まいを失った人々の姿に、目を留める弁護士や来客の姿が多く見られた。また、満州の花嫁を目指す女性たち、軍事色の強い運動会、東條首相に称えられる戦死者の妻など国民が侵略戦争に協力する姿は、始まってしまった戦争に一般市民が抵抗する難しさを示すものでもあった。

戦後部分は、国会議事堂前が麦畑となった特撮のような写真の他、投票所で赤子を抱いた女性が投票する姿や、女性議員が国会に登壇する姿が印象的であった。配給を受ける姿やヤミ市のバラックの風景も、人々の顔には力強さと希望があふれていた。

長期間の展示により、写真展に足を運んだ市民及び弁護士は合計1794名を数えた。最後に、写真提供をいただいた各社と、会館1階ロビー貸出に協力いただいた会館運営委員会には御礼申し上げたい。



資料展「戦争資料展」(*表紙裏にカラー写真掲載)

大田区平和のための戦争資料展実行委員会(以下「実行委員会」という)と早稲田大学水島朝穂教授の資料提供を受け、2015年8月7日(金)9時~19時、弁護士会館2階クレオにおいて戦争資料展を開催した。



実行委員会からは、戦前の少年雑誌の兵器ポスター、満州国紙幣、配給切符、千人針や慰問袋、国民服、軍事教練用木銃など、主に戦前戦中の生活を示す品約130点を展示した。空襲関係では東京横浜被災地図、焼夷弾、原爆被災瓦を展示した。

水島教授のコレクションからは、国民を戦争に動員した防空法、隣組関連資料の他、自宅塀の機銃掃射痕、防空訓練用ガスマスクと鉄帽、灯火覆い、焼夷弾、米軍伝単など約70点の提供を受けた。陸軍省監修「国民防空図譜」、内務省推薦「防空絵とき」は全頁デジタル化プリントし館内に展示した。また、内務省の防空宣伝映画と共に水島教授解説の青森空襲のニュース映像を会場で放映した。

来場者に満州事変以後の国民生活を肌で感じてもらうため、時系列を意識して淡々と資料を展示するよう心掛けた。しかし、空襲の脅威を強調し、恐怖で国民に戦争協力を義務付ける宣伝文書に囲まれた展示室には、軍国主義の重苦しい空気が流れ、色あせた国民生活を示す資料とともに、戦争をする国がどんなものかを図らずも示すこととなった。

資料展の来場者は、平日にもかかわらず、親子企 画含めて388名を数えた。来場者には非常に好評で、 「中立的でよかった」、「来年も開催して欲しい」との 言葉をいただき、1日だけの開催が惜しまれた。

最後に、貴重な資料を快く貸出しいただいた実行 委員会と水島教授には、重ねて御礼申し上げたい。

8·7シンポジウム 「伝える 平和と憲法の意味 |

当会の戦後 70 年企画シンポジウム「伝える 平和と憲法の意味」では、平山正剛会員(元日本弁護士連合会会長、元当会会長)、堀潤氏(フリージャーナリスト、元 NHK アナウンサー)、小林節氏(慶應義塾大学名誉教授)をゲストに迎え、それぞれの立場からの基調講演をお願いし、その後に3人のゲストの方々とのトークコーナーが行われた。スペースの関係で全てをお伝えすることはできないが、その要約をご紹介する。なお、シンポジウムには340名超の参加があった。 (構成:山内 一浩、伊井 和彦)

基調講演

「体験的平和主義を語る」



平山 正剛 会員

私は、小学校5年生で終 戦を迎えました。その意味で、 自分は「体験的平和主義者」 です。東弁会長、日弁連会 長をしましたが、常に憲法9 条を堅持しなければならない

と述べてきました。

2人の兄が志願兵で戦争に行きましたが、長兄は ミッドウェー海戦で、次兄はフィリピン沖海戦で戦死 しました。帰ってきた遺骨箱の中に骨は入っていませ んでした。母はとても嘆き悲しみました。

母は、「再び戦争のある社会にしては絶対にいけない」と常々言っていました。私が高校進学を迷っていたときも、大学進学で上京するときも、「勉強して、兄とは別の方向で、平和のために尽くすように」「絶対戦争を起こしてはいけない」と言っていました。私は、2人の兄の戦死と母の言葉を結びつけて、これまで生きてきました。

戦時中、私も兄たちを見て、志願兵として戦争に

行きたいと思っていました。当時の若者は皆そうでしたが、それが怖い。戦争に行って頑張って国のために死のう、そういう雰囲気を持っている社会が一番怖いのです。だから、戦争の実態をよく知っている者が、戦争体験のない世代に語り継いでいかないと、戦争がいかに残酷なものかを語っていかないといけない。

5つのことを考えていただきたい。①憲法の生まれ、成り立ちについて。押し付け憲法という議論があるが、私は間違いだと思います。②戦後70年のなかで、9条が果たした役割。平和が維持できたのは、9条があったからこそではないか。③戦後70年、唯一の被爆国として核に汚れずに美しい国を維持してきたこと。④9条を改正したら、わが国は平和の旗を降ろすことにならないか。近隣諸国の平和国家への信頼が崩れないか。⑤世界に類例をみない、先駆的な平和憲法としての評価を失ってよいのか。

「論語」に「徳は孤ならず、必ず隣あり」という言葉があります。少なくともあと30年は、憲法9条を堅持していくべきだと考えています。そうすれば、日本の「徳」が近隣諸国に理解され、信頼関係が築かれます。新安保法案についてはあらゆる角度から慎重に、徹底的に議論すべきです。



平和コンサート

基調講演に先立ち、弁護士を中心とする法曹 関係者で結成された管弦楽団「アンサンブル・フォウ・ユウ」とソプラノ歌手中川美和さんを お招きした平和コンサートが行われ、満員の 会場から盛大な拍手を受けていた。

「戦争体験者の証言を語る」



堀潤氏

私は仲間とともに「みんなの戦争証言アーカイブス」 (http://true-stories.jp/) というサイトを開設しています。戦争体験者はすでに80歳,90歳になっています。

太平洋戦争だけが突出して特別な時間であったのではなく、歴史はずっと続いています。今, 太平洋戦争 直前の社会の状況、揺らぎのような変化を伝えること が大事じゃないかと思うのです。

先日亡くなった俳優の加藤武さんからお話を伺いました。加藤さんは「戦争を知らない世代なんていうのはおかしい。今も世界中で戦争はある。誰も目を向けていないだけだ」と、机をドンと叩きながらお話しされていました。取材してみると、皆さん開戦前には「政治の話はしなかった。職場で話したらレッテル貼られちゃうし。自分のことで精一杯だった」、「そうしているうちに戦争になり空襲が来た」とおっしゃいます。今世界中で起きている戦争と私たちがいつ結び付くか分からないことを伝えたい。

アーカイブスでは、多くの方のインタビュー動画を 掲載しています。(ここで「みんなの戦争証言アーカ イブス」の一部を会場で放映)人間魚雷「回天」の 乗組員だった方は、中学生のときに「西部戦線異状 なし」を読んで戦争の不条理さを知っていながら、 いざ戦争が始まったら、どう家族を守るか、どう戦い きるかを考えたと言います。「まだ大丈夫だろう」と 思っているうちに、事態はどんどん進行し、気付いた ときには戦争に。そして、犠牲になるのは一般市民。 国民向けのプロパガンダを遂行したのがナチスドイツ であり戦前の日本でした。

100歳になる元朝日新聞の従軍記者の方に「国からの締め付けは強かったでしょう?」と聞きましたら、その方は「違う、軍は黙って見ているだけだった。新聞社自身が、社内に3つの検閲機関を作った。国に文句を言われないよう自分たちで検閲し自主規制した」とおっしゃいました。皆生活を失いたくないからです。「こんな戦争おかしい」と思っていた方が、いざ開戦してしまうと特攻隊に志願してしまう。今、私たちの市民社会がどうあるべきかを問い直しながら、議論の輪を広げていくことが一番平和に貢献する活動じゃないかと思います。

「立憲主義を語る」



小林 節 氏

立憲主義は難しいことではありません。「憲法を守れ」ということです。 自分が自分らしく生きる。 これが人権の本質です。 どんな服を着てどんな髪型にするか、

それがまさに表現の自由です。すべての人が自分らし くあることを保障し合う世界が、人権が保障された 世界です。

今は、「いつか来た道」であることに気付かないといけません。安倍政権は、憲法9条に反する新安保法案を衆議院で強行採決しました。それに対して皆さんは、「世論で廃案に追い込もう」と言っている。それは正論です。でも、仮に世論で廃案に追い込めなくても、諦めないで欲しい。長丁場の取組みにな

ります。

小泉政権のときイラクとアフガン,2つの特別措置 法で自衛隊は海外に行って瞬間的に例外的に憲法違 反をしました。しかし,今度の法律は,少しだけ, 例外的ではなく,恒久的に憲法違反をするものです。 大事なのは,憲法9条2項に軍隊は持たない,交戦権 は行使しないと書いてあることです。同じ艦船でも, 自衛隊と海軍は違います。陸上自衛隊も第2警察に 過ぎません。日本は,9条2項のお蔭で,国家として 戦争できない。これで,日本は戦後70年間,平和に 過ごしてこられたのです。確かに,他国が日本に攻め てくることはあり得ることです。だから,それに備え て第2警察として警察予備隊,その後は自衛隊を作 って日本を守れるようにしましたが,日本の領域外で 他国に交戦権を行使することは、憲法上ありえない のです。

ところが、安倍政権は、存立危機事態で自衛隊が 海外に出て集団的自衛権を行使できるようにしよう としている。安倍首相は、「私が合理的、客観的に 総合的に判断する」と言いますが、それは「とにか く私に任せなさい」ということで、とても危険です。 最近安倍首相は、ホルムズ海峡の掃海に自衛隊を派 遣するとは言わなくなり、今は日本海への隣国軍隊 の進出を言い出しました。しかし、これは個別的自 衛権で対処可能なので、新安保法制定の理由にはな りません。

事態は深刻です。でも,政権再交代があればケリは 着くのです。

ゲスト3名によるトークコーナー

伊井:本日の進行役の、憲法問題対策センター委員 長代行の伊井和彦です。ゲストの皆さんの貴重な ご講演を伺ったわけですが、ここからは、今のご講 演で話された内容も含めて、私の方から皆さんそ れぞれに、もう少しお話を伺ってまいります。なお、 本日は敬称を「さん」付けで統一させていただき ます。

まず、平山さん。先ほどの堀さんの講演で、あの時代の人たちも普段は普通の生活をしていて、ある日突然戦争だったんだと気が付き、当然のように戦争を受け入れていったというような話がありましたが、平山さんは、終戦の時は小学校5年生

だったそうですが、戦争中、日々の中でどのような 時に戦争を感じておられたのでしょうか。

平山: 私自身は、当時は兄2人が志願兵で行っていて、自分も大きくなったらぜひ戦争に行きたいと思っていました。それはやはり、戦争というものが我が国にとっては大変な立派なことなのだというふうに、理解していたのだと思います。

国を先に考えて、自分たちというようなことを 考えない時代でした、少年であっても。ですから、 自分も志として、ぜひ兄たちと同じように行こうと 思っていたのです。

ただ、私とは違って、やっぱり母は、これは絶対

いけないことなのだと考えていたと思いますね。 よく勉強もしておりましたので。しかし、それを 言えない時代だった。兄たちの戦死に遭って母が 悲しむのを見るまでは、私も大きくなったらやっぱり 行こうと思っていた、それは事実ですね。

- 伊井: そういうふうにお国のために働くのが当然だと思っていた当時の少年少女が、終戦になって、価値観が180度変わりましたよね。その突然価値観が180度変わったときに、平山さんのような少年たちは、それをどう受け止めたのですか。
- 平山:終戦になり、母の気持ちもよく分かる年頃に成長してきて、なるほど、これはやっぱり母の考えが正しかったなというふうに思ったというのが率直でしょうね。これはいけないことなのだと。戦争にいいものはありませんよ、絶対ね。成長するにしたがって、特に新憲法の下で私は中学1年としてスタートしたのですが、これはやっぱり間違っていたなというふうに思うようになったということですね。
- 伊井: 当時,昭和21年に今の新憲法ができたわけですが,180度価値観が変わって,わずか1年ちょっとで新しい憲法ができて,当時の大人たちは,学校の先生にしても親にしても,新しい憲法に対しては,どんな思いを本音で持っていたのでしょうか。
- 平山: そうですね。一人一人お聞きしたことはないのですが、例えば小学校のときの先生には傷痍軍人と言われる方もおられたのですが、その先生方も含めて、私の知っている大人の中では、やはり新しい憲法のようでなきゃいけないというふうに理解していた気がしますね。大人は、戦争中から戦争がどういうものかを、内心においては分かっていながらやっていたのかなと。私の推測ですよ。

うちの母はものすごく喜びましたけれども、ほか のそういう先生方も、こんな憲法をつくってけし からんという人は、私の周りにはいませんでした ね。

伊井:戦後70年間,確かに日本の軍隊や日本の部隊が外に出て行って戦争をして人を殺したりはしてこなかったわけですが、ただ、昭和25年の朝鮮戦争をきっかけに、警察予備隊ができ、海上警備隊ができ、やがて保安隊になって、今の自衛隊になりました。

また、日米安全保障条約の下で、アメリカ軍の 基地が日本国内にあり、ベトナム戦争のときには 沖縄から爆撃機が飛んでいた、それも事実です。 平和を享受する中で、そういうふうに変わっていく 日本を、平山さんはどんなお気持ちで見ておられ ましたか。

- 平山: 私自身は、憲法9条がだんだん力を失いつつ あるような心配をいたしましたね。これじゃいけ ないということをずっと考えてきました。 特に、 沖縄に基地ができて、そこから外国へ米軍が出発 していくという中で、沖縄の方々にも申し訳ない という思いが強かったことは今も覚えております ね。しかし、それをどう表現して、どういうこと をやればいいか、自分で積極的に何かできたかと いうと、何もできなかったという状態だったように 思いますね。
- **伊井:**率直なお話,ありがとうございました。平山 さんだけでなく,当時は多くの人々が同じだった のではないかなと思います。

次に、堀さんにお聞きします。堀さんは昭和52 年生まれ、まだ30代ですよね。おそらく、堀さん のご両親も戦争を知らない世代だと思うのですが、 その堀さんが、戦争体験者の証言を映像で後世に



残そうと思われたのは、どういったことからなの でしょうか。

堀:僕らは子どもの頃から、8月になると、NHKだけでなく民放も含めて、戦争の証言を聞くという番組がありました。学校の夏休み自由研究や子ども会の集まりなどでも、戦争について考える機会が結構多くて、少年にとって太平洋戦争というのは、やはり特別な存在だと。特に原爆というものについては、非常に恐ろしさも感じていました。

NHKに入って、戦争の証言を集める取材もしてきましたけど、全てが伝えられないというジレンマがずっとありました。お一人の話で3時間特番なんていうことは、まずありません。でも、どうしてもいろいろな人たちのストーリーを伝えたいと思ったんです。

私たちは、あの時代を語る時、「当時の人たちは」とか「戦争は」とか「日本は」とか、比較的大きな主語で語ることが多いじゃないですか。実際には、お一人お一人が置かれている状況は全く違ったわけで、お一人お一人がそこで考えていたことや意見というのも多様なわけです。しかし、どうしても私たちは大きな主語で問題をとらえてしまう。

戦争の体験は、今伺えるご存命の方々のお話は 一つ一つが非常に貴重なのですが、それを将校の 立場で語るのか、一兵士として語るのか、少年の 目で語るのか、もしくは中央にいる人なのか、地域 にいる人なのか、外地にいる人なのかによっても、 まったく異なる。

沖縄県の元知事の90歳の太田昌秀知事に,2ヵ月前に,「当時の沖縄の子どもたちはどのように戦争を見ていたのでしょうか」とお聞きしたのですが,太田さんのお答えは,「沖縄は純粋培養だった

のでね」というものでした。東京にいれば、神田の 古本屋などで戦時下でもいろいろな本も手に入った でしょうが、当時沖縄では、体制にとって都合が よくない書籍は港で全て廃棄されていて、沖縄に いる子どもたちは本当に当時純粋培養だったんで すよと。だから、天皇陛下のために死ぬ、お国の ために命を散らすということは幸せなことなんだと、 そういった状況が集団自決であったり、ひめゆり 部隊の悲劇であったり、そういったことにもつなが っていくわけだと聞きました。

このように、聞く場所、聞く世代、聞く立場の方によって、戦争体験やお国とか天皇とかアメリカとか、そういうキーワードを1つとっても、まったく異なった見方をしている。それがすべて複合的に重なり合って1つの時代というのを作っている。それで、1つの判断というものを形成していくということですから、やはり非常に丁寧に、小さい主語で語れるような、私たちであれば取材、皆さんであれば捉え方とか耳の傾け方とか、そういうことが非常に大事なんじゃないかなと。そういうことをやりたいという取組みです。

伊井:逆に、今の若い世代、例えば30代や40代の人たち、特に政治家の中には、「平和のための武力行使」ということに肯定的な人も多いように思うのですが、彼らの本音を聞くようなことは、これまでマスコミでは行われてこなかったのでしょうか。

堀:特にテレビマスコミですけれども,選挙期間中に 政治の話はできないんですね。公正中立を保たな くてはいけないということで。ですから政見放送, 非常に無味乾燥な,全員同じ背景で同じ秒数で 語る。もしくはニュース番組の中で有力政党を中 心に、均等配分で秒数を区切って放送するぐらい



のことしかやれてないんですね。

公平中立とは何かと問われたときに、両論併記が果たして公平中立なのかということも考えなくてはいけないと思っています。やっぱり、現場の一人一人の声を丁寧に上げることも必要ですし、大きな政党の陰に隠れてなかなか聞こえてこない地場の候補者たちの声というのも取り上げるべきだし、公平中立の観点というのを少し整理して、みんなでコンセンサスを取るような議論をまずやってみた方がいいと、僕はいつも思っています。

先日、小林節先生も参加されましたが、高校生と国会議員たちが語り合う催しが衆議院議員会館で開かれました。僕はメディアリテラシーの担当のグループでオブザーバー的に入ったんですけれども、高校生たちに、「中立って何かな」と聞いたんですね。そうしたらすごく未来を感じたのは、「極論を知ることです」という答えが来たんです。これは見事だなと思いました。また、「議論を続けることです」と言うんです。素晴らしいなと思いました。世の中があまり良くない方向に向かっているように思える状況の中で、僕らのような世代が、若い世代の人たちと一緒に考えて議論してアイデアをもらうという、そういうことが必要だろうなということを本当に強く感じました。

伊井:次に小林さんにお伺いします。小林さんは外国人記者クラブで会見されたとき、国会議員のところに行って一生懸命立憲主義を説明しても、なかなか理解してくれないとお話しされました。どうして政治家、特に権力を握った人たちはこの立憲主義という言葉、立憲主義というものを批判というか、避けたがるのでしょうか。

小林:36年前から同じ質問に自民党に攻められていました。自民党の勉強会に行くと、「どうして俺た

ち政治家とか権力者だけが憲法を守らなきゃいけないわけ?」と聞かれて、「いや、憲法ってそういうものですよ」と。すると、「一般国民は憲法を守らなくていいの」と聞くので、「憲法というのは国民大衆の意思として政治家をはじめとして権力者を縛るもの」と、押し問答。自民党の憲法改正草案は、「政治家以下の公務員は憲法を守らなきゃいけない」という現行憲法から、「日本国民は全員憲法を守りなさい」というものにするという話。そうなると、「俺たち政治家は守っているよ、でも一般国民は守ってないじゃない」と彼らが我々を採点する立場になるんですね。まったくアウトなんですけど。

なぜそうなったかと言うと、彼らは世襲議員が多く、つまり家業ですから生まれが違うんです、初めから。回りの者が全部言わなくてもちゃんと分かってくれてやってくれる。それでかつ経済感覚も違う。そういう世襲議員が過半数を超えて、そうなると「権力は自分たちのもの、下々に何でとやかく言われなきゃならないんだ」となるんですね。

伊井:ここから小林さんにちょっと意地悪な質問をします。3週間ほど前に、ある弁護士の団体の夏季合宿がありまして、そこに小林さんにも来ていただいてお話を聞いたのですが、その時の司会者が小林さんに向かって「先生は憲法を改正すれば集団的自衛権をお認めになる立場ですよね」と質問したところ、小林さんが「2年前まではそうでしたが、私は説を変えました」と明言されました。小林さんが、集団的自衛権について2年前に考え方を変えたのは何故なのか、どういうふうに変えたのか、教えていただけませんか。

小林:はい。集団的自衛権というのは、世界が今



200ぐらいの国がある中で、要するに縄張り、派閥に分かれてけんかしているとき、うちの親分はアメリカだからアメリカが戦争したら押っ取り刀で駆けつけて助けなくちゃと、そういうものなんですね。

そうやって派閥争いの恨みを重ねていると、「こっちは誰々がやられた」「いや、こっちこそ誰々をやられた」と、お互いに言い分が出ちゃいます。日本は、幸い日本国憲法9条のおかげで、アメリカ親分からいろいろ言われても、「あなたがくれた憲法のおかげで私たちお手助けできないんです。ですから300以上の米軍基地を年に二千何百億円も出してホスティングしますから、これで勘弁を」と逃げてきたんですね。その結果、日本は世界の派閥争いの恨みを買わずに、無所属、経済大国、文明大国、感じのいい人で存在してきた。

この70年の歴史を評価して、私は考え方を変え たのです。私も、日々努力して、成長しているん です。以上です。

伊井:集団的自衛権の議論においては、いわゆる中国脅威論、北朝鮮脅威論が盛んに喧伝されています。実は弁護士の中にも、「中国や北朝鮮がいる以上、憲法改正してでも集団的自衛権や自衛隊の強化は必要だ」と言う人たちが最近わりと多いんです。それは一般人も同じだと思うのですが、この論法に対してはどう答えれば良いでしょうか。

小林:北朝鮮の脅威と言われますけれども, 北朝鮮 はやるぞやるぞと言っているうちが華で, 1発でも テポドンを日本の施設にぶつけたら, その瞬間から 日米安保が発動して, 2週間以内に北朝鮮はアメ リカに占領されちゃうと思います, 僕は。そういう シミュレーションをアメリカで研究中に見ました。 だから, テポドンとか使えないんです。 煩わしい

けど、黙って見つめていればいいんですよ。

それから中国ですが、いまだかつて、武力で身を 守っているところに出ていったことはない。中国は、 国が1949年にできたときの領土の3倍の土地を持 っていますが、内モンゴルとウイグルとチベットは、 非武装地帯に中国軍がどどっと入っていったんで す。他方、ベトナムに入っていった時は追い返され た。台湾だって、がっちり米台で守っていますから 入ってこられない。 日本も、 日米安保条約で自衛 隊ががっちり守っていますから入ってこられません。 中国が尖閣諸島の目の前で騒いでいるのは70年間 ずっと同じで、大して状況は変化していませんし、 入ってこられないということなんです。日本という国 は、すごい文明国で経済力があって技術力がある。 アメリカだって2000億円以上の金を毎年出して 300もの基地をホスティングしてくれる日本を失っ たら大義を失うんですよ。だから絶対にアメリカは 日本にちょっかいを出すものがあったら守ってくれ るんです。

そんなわけで、煩わしいですけど、何事も起きません。政府は今回、自分たちの違憲な戦争法案を通すために、やたら脅威を拡大して言っていますが、ガス田や油田なんて中国は昔からやっていて変わりないのに、最近になって急に映像を出したりしてね。情報統制に惑わされないでください。「北朝鮮や中国が怖いだろう、憲法を守って国が滅んでどうするんだ」などと僕なんか言われますけど、今と同じ説明を返すことにしています。

伊井: 今日のシンポジウム, テーマは「伝える」という言葉でやっております。最後に, 今この平和な日本を守っていくために, 若い世代や, 今日お越しの聴衆の皆さんに対して,「何を伝えたいか」を, ゲストの皆さんから一言ずついただきたいと

思います。

平山: 私はやっぱり戦争の恐ろしさをお伝えしたいですね。昨日,広島の平和記念式典がありましたけれども,原爆の被害者の方々の実態が,戦争の恐ろしさを端的に示しているんじゃないでしょうか。これをやっぱり我々はしっかり受け止めて,絶対戦争してはいけないと。

戦争は、常に「自国防衛」の名の下に行われます。しかし、歴史的に検討してみると、全面的に肯定できる戦争などありません。戦争は、国民の基本的人権が国家の利益の犠牲になる最たるものであり、絶対に繰り返してはなりません。時代背景的にも、戦争も陸海の問題ではなく宇宙空間の武器使用の勝負になりつつあり、もはや戦争が起これば互いに全滅の危機となり、戦争での紛争解決は不可能です。日頃から紛争を起こさないように、外交努力に全力をあげ、信頼関係や友好関係の構築に全力を尽くすべきです。万一、紛争が起きた場合は、「法の支配」の大原則に従い、国際的な機関による法的手続によって、平和裏に解決すべきです。

そのことを、お伝えしたいと思いますね。

堀:そうですね。僕は、公共の福祉という考え方を きちんと皆さんでシェアをするということを続けた いと思っています。自民党憲法改正草案でも、公 共の福祉というものは削られて文言がなくなって います。公共放送出身だからというのもあります が、公共スペースで互いに人権を侵害し合わない、 その考え方はとても大事だと思うんですね。

逆に、私たちが保障された自由というのは、誰かが人権が侵害されようとしたときに、私たちの自由を思う存分使ってその人の人権を守るんだという、互いの空間が公共空間、公共の福祉ですよ

ね。そして、人権侵害の究極的な状況が戦争ですよね。私たちが持っている自由は、誰のためにあるのかということを、きちんと伝えて、あなたが持っている自由はあなたが誰かが困ったときに目いっぱい使えるんだよ。そういう自由をきちんとみんなで守ろうねという、そういうメッセージが僕としてはこれから次の世代のみんなと共に大切にしていきたいなと。不断の努力でずっと日本が守ってきたわけですからね。

小林:私たち一人一人は、縁あってこうして生まれて死ぬまで生きています。生きている目標は、それぞれ幸福になることだと思います。そのために国家機関があって、権力は私たちの幸福追求を支えるサービス機関であるはずです。これはアメリカの独立宣言ですが。でも、権力は人間が担うから、つい私利私欲で誤作動しかねないこともあります。だからこそ、憲法という道具を使って、国民が権力者を管理する位置関係にあるのです。間違っても、自民党の御用学者が言っているように、権力者が憲法を使いこなして我々国民を躾けるなどというばかなことを言わしてはいけない。言われたら、怒らなければいけない。理不尽なことに怒る。怒れる力が正義感だと、私は幼いころ習ったんですけどね。それを若い世代に伝え続けたいと思います。

伊井:ありがとうございました。今日お出でいただいた皆様も、これを機会に今日のテーマの「伝える~平和と憲法の意味」、これを今一度お考えいただいて、近しい人たちに、また若い世代に、皆様からも伝えていただきたいと思います。最後に3名のパネラーの皆さんにもう一度盛大な拍手をお願いします。どうもありがとうございます。

伊藤和子会員インタビュー 「世界の中の日本と憲法9条」

日本発の国際人権 NGO の発足に関わり、世界の人権問題解決のために活動する中で世界の様々な人々との交流をされてきた伊藤和子会員に、ご自分の経験の中で感じた「世界の中の日本」を語っていただいた。その経験から、憲法 9 条を持つ日本の今後のあり方を皆さんとともに考えたい。 (聞き手・構成:山内 一浩)

― イラク戦争中の2004年4月、イラク戦争によって 親を亡くしたストリートチルドレンの支援をしていた高遠 菜穂子さんら3人が、ファルージャの武装勢力によって 人質にされるという事件が発生しました。伊藤さんは高遠 さんらのサポートをされていましたね。

私は、当時イラク戦争で使われた劣化ウラン弾の問題が非常に深刻だと思い、その関係で市民の方々と一緒に活動していたのですが、その中に高遠さんと一緒に拘束された今井紀明さんがいました。イラクの人たちを助けるために行った人たちを見殺しにしてはいけないと思って、ご本人やご家族のサポートに入りました。

―― 高遠さんたちは、拘束から9日後に無事解放されました。高遠さんたちはどうして解放されたのでしょうか。

当時、高遠さんの支援活動を知っていたイラク人が、命の危険も顧みず宗教指導者に会いに行き、「彼女たちは日本政府とは違う、イラク人のために活動をしている彼女を殺してはいけない」と説得し、結果的に宗教指導者が3人を釈放せよという命令を出してくれました。高遠さん自身も、犯人グループに憲法9条のこと、平和の精神について論し、「自分の国が侵略されたあなたたちの怒りはわかる。でもそれを解決する方法として武器を取るやり方をしてしまったら、敵と変わらない」と。「武力に頼らないでイラクに平和を再建する方法はあるはずだ」と言って説得したそうです。



いとう・かずこ 1994年弁護士登録。2004年に日弁連推薦でニューヨーク大学ロースクールに客員研究員として留学。国連人権小委員会インターン、ニューヨーク人権NGO国際協力弁護士などを経て帰国。2006年、日本発の国際人権NGO「ヒューマンライツ・ナウ」(Human Rights Now)の発足に関わり、以後事務局長として活動。日弁連及び当会の両性の平等に関する委員会委員長等を歴任。人権活動を綴った最近の著書に「人権は国境を越えて」(岩波ジュニア新書)。

―― 高遠さんが憲法9条で犯人グループを説得したとは 驚きました。

そうですよね。高遠さんが帰国して会ったとたん憲 法9条に何度も言及するので驚きました。9条に生か されたという想いがあったのでしょう。

――でも、イラク戦争には自衛隊も後方支援ということ で派遣されましたが、中東では日本はどう見られているの でしょう。

今井さんは、自衛隊の派遣で「ジャパニーズアーミー、なぜ?」と言われたそうです。それでも当時、中東では、広島、長崎の原爆の被害に遭って大変な思いをしてきたのに、日本は報復するという道を選ば

ずに、経済発展という道を選んで、軍事力を持たず 戦争もしないで発展したことに対して、非常に信頼 が厚かった。しかし、それから10年、平和的な方法 でイラクを再建するというイラク人の希望は絶たれ、 私たちも国際社会としてイラクが平和な国になるよう に助けなかった、無関心だった、そんななかで今の ISが出来、泥沼の紛争になってしまいました。

― 2004年にニューヨーク大学客員研究員として留学されていますが、どんなきっかけで行かれたんですか。

日弁連の留学制度に応募しました。私は国際的な人権問題を本格的に勉強したいと思っていたのと、当時日弁連で裁判員制度の導入に関わっていたので、裁判員制度が実現するタイミングで、アメリカの陪審員制度と日本の裁判員制度の違いをまとめて研究したいと思い、日弁連と提携関係にあるニューヨーク大学ロースクールに留学しました。

――ニューヨーク大学ではいろんな国の方と交流があったのでは?

当時、ニューヨーク大学ロースクールには、途上国の人権活動家や人権弁護士を学費免除で受け入れて、普通の法律の勉強の他に、ソーシャルチェンジをどうもたらすかについてそれぞれの経験やアメリカの知見に学んだり、ネットワーキングをするプログラムがありました。日本より困難な人権状況なのに、自分の国を変えようとがんばっている途上国の人権弁護士たちから学ぶ機会が多かったですね。

―― そこで交流した各国の弁護士たちは、日本のことを どう見ていたんでしょう。

私が仲良くしていたガーナ出身の女性弁護士は、 女性の権利に取り組んでいて、ガーナでDV防止法 を作ろうと努力したのに実現せずにニューヨークに 留学に来た方でした。彼女に「私たちに何かできる ことはある?」と聞くと、「あなたたちの国は一度も アフリカを侵略したり植民地にしたことがない。平和 なアジアの国。軍事力で私たちを威嚇したことはない し、静かに経済援助をしてくれている」と。「そんな 日本が、そしてあなたのような市民、弁護士が、私 たちの人権のために声を上げてくれれば、私たちを助 けることができる。もっと声を上げてほしい」と言わ れました。彼女は、憲法9条を知っているわけではあ りませんでしたが、彼女の「平和なアジアの国」とい う言葉に心が動きました。私が「日本から平和的な 貢献ができる余地がある」と知ったきっかけの1つで した。

― 2006年に帰国後日本で国際人権NGO「ヒューマンライツ・ナウ」を設立して、事務局長に就任されましたが、NGOとして活動する中で、日本が世界からどう見られているかについて感じるところはありますか。

日本はこれまで憲法9条の下で、非常に地味ではありますが、平和外交を地道に展開してきて、それなりに評価されています。例えば、最近あるアジアの国で、与野党の対立が激化し、血の弾圧がおきそうな事態になった時、日本政府が仲介に乗り出して収めたという話をNGOから聞きました。

―― 各国の人権問題を扱うNGOとしての活動にとって、 日本が憲法9条の下で戦争しないできたことは、どのよう な影響がありますか。

北東アジア地域では、国どうしの政治的な緊張関係もあって難しいですが、東南アジア、南アジアでは 私たちの活動は歓迎されています。人権問題は、戦 争と本当に密接です。スリランカやミャンマーでは、 内戦がずっと続いて、軍事政権が少数民族などを弾圧して、深刻な人権侵害がずっと続いてきた。こうした問題を解決するアクターとして、戦争をしないできた日本には説得力があります。例えばミャンマーやカンボジアなどの政府は、日本政府の言うことを欧米とは違う重みで受け止めるというところがあります。欧米諸国のように、上から目線で押し付けないという点でも、ある種の信頼を得ています。

また、日本は特にアジア地域に関してODAによる 多額の経済支援をしてきたため、大きな影響力を持っています。日本の課題は、その影響力を人権や民 主主義を前進させるために効果的に使うことですが、 まだそうした意識が薄く、人権問題への発言や取組み も少ないので、現地では私たちのようなNGOの活動 に対する期待があるのです。

一現在、世界での自衛隊の活動範囲を格段に広げる 新安全保障法案が国会で審議されていますが、NGOで 活動してきた立場として、この動きについてどう思いま すか。

日本が集団的自衛権行使などで一緒に行動する国はアメリカです。9.11 テロ事件以降,世界で最も戦争をしてきたのはアメリカです。戦争は最大の人権侵害を生み出し続けていますが,その張本人であるアメリカと日本が一緒に軍事的な行動をすることは,極めて深刻な人権侵害に日本が加担し,殺戮の当事者になることです。絶対に許されません。

日本は、9条の恒久平和主義に基づき、曲がりなりにも平和外交を貫いてきた。私たちNGOは、「9条ブランド」とよく言っていますが、日本が中立で非軍事の立場にたっているからこそ、日本のNGOも紛争地で円滑に支援活動ができるのです。中立性が失われば、NGOによる国際協力も難しくなります。一

方では人道支援を続けると言いながら,他方で外から,空の上から空爆をする,そういう欺まん的な態度では絶対信頼されません。

―― 平和実現のためには、どのような取組みが必要だと 思いますか。

9.11 テロ事件からこの15年、アフガン戦争でも イラク戦争でも「武力によって平和をもたらす」と言 われましたが、結局武力によって平和をもたらすこと はできなかった。報復の連鎖が果てしなく続き、今 やISが出てくるという最悪の事態になっています。 この15年の教訓は、「武力によって平和をもたらすと いうことはできない」ということです。どんなに長く かかっても、人と人の間に信頼を育んでいく地道な 活動なくして、平和をもたらすことは絶対にできま せん。

この点、憲法9条は、すごくポテンシャルを持っています。例えば、世界でも、紛争で対立する国の架け橋になって和平を実現する役割を、日本は果たし得るはずです。ノルウェーなどは、よく「オスロ合意」という言葉を聞くように、紛争解決の調停役・仲裁役を買って出て紛争解決の役割を積極的に果たそうとしています。地球儀全体を見たときに、日本にもそういうかたちで平和をつくる役割を果たすポテンシャルが十分あるのに、それを捨てて、アメリカと一緒に軍事行動も辞さない国の方に回ってしまうのは、本当に大きな損失です。世界に平和を作り出す資源を失って、戦争や人権侵害や殺戮に加担する勢力が増えるということですから。争いの絶えない今、9条には平和を創り出す価値がある、それをみすみす捨ててはいけないと思います。

関東弁護士会連合会における憲法問題への取組み

関東弁護士会連合会副理事長・会員 石原 修 (39期)

【一斉行動一覧】

日程 7/9	時間	開催会	行事の名称等 「戦争法案」反対街頭宣伝行動	場所	
(木)	12:00 ~12:45	十葉県		JR松戸駅北口	
	17:00 ~18:00	横浜	憲法 七タパレード	横浜公園~ 伊勢佐木モール	
7/10 (金)	[集会] 16:00 ~17:00 [街宣] 17:30 ~18:30	東京第一東京第二東京	〜WOMEN LOVE PEACE〜 集団的自衛権にNO! 女性弁護 士101人大集合! 女性弁護士 による安保法制に反対する集会 と街頭宣伝	[集会] 弁護士会館5階 502会議室 [街宣] 有楽町交通会館前	
7/11 (土)	11:30 ~13:00	栃木県	集団的自衛権の行使容認に反対 する署名活動	東武宇都宮デパート 正面入口前	
	12:00 ~13:00	群馬	安全保障法制に反対する街頭 宣伝・署名活動	高崎駅前	
7/13 (月)	7:30 ~8:30	茨城県	安全保障法制改定法案の制定 に反対する街頭宣伝活動	水戸駅, 土浦駅	
7/15 (水)	7:30 ~8:30	山梨県	「動こう 今こそ」県内一斉駅頭 街宣活動	甲府駅, 韮崎駅, 大月駅, 上野原駅前	
7/16 (木)	12:00 ~13:00	千葉県	「戦争法案」反対街頭宣伝行動	JR船橋駅北口	
7/18 (土)	18:00 ~20:30	長野県	憲法シンポジウム「平和憲法の 初心一世代を超えて引き継ぐ一」	長野市生涯学習 センター(TOiGO) 大学習室	
7/21 (火)	12:00 ~12:45	千葉県	「戦争法案」反対街頭宣伝行動	千葉市中央公園角	
	17:30 ~18:30	第二東京	集団的自衛権行使を容認する 立法に反対する街頭宣伝行動	有楽町駅前	
7/22 (水)	12:30 ~13:30	横浜	街頭宣伝行動	JR桜木町駅前	
7/25 (土)	13:30 ~16:30	茨城県	憲法講演会「憲法から見た「切れ目なき安保法制法案」の問題点」	茨城県立青少年 会館 研修室	
7/27 (月)	12:00 ~12:45	千葉県	「戦争法案」反対街頭宣伝行動	JR松戸駅北口	
7/29 (水)	12:00 ~13:00	千葉県	「戦争法案」反対街頭宣伝行動	JR船橋駅北口	
7/30 (木)	17:00 ~18:00	埼玉	「集団的自衛権行使に反対する」 パレード及び音楽イベント	浦和駅東口前	
7/31 (金)	12:00 ~13:00	埼玉	安保法制反対パレード in 熊谷	熊谷市役所周辺	
	17:30 ~18:30	群馬	安全保障法制に反対する街頭 宣伝·署名活動	高崎駅前	
8/1 (土)	18:30 ~20:30	新潟県	安保法制に反対する緊急市民 集会〜安保法案にダメ出し食ら わす!〜	新潟ユニゾンプラザ 多目的ホール	
8/4 (火)	12:00 ~12:45	千葉県	「戦争法案」反対街頭宣伝行動	JR松戸駅北口	
	18:00 ~20:00	第二東京	安倍総理の訪米と日米関係の 現在一米国プリンストンから見た 日米関係~冷泉彰彦氏をお迎え して~	弁護士会館10階 1003会議室	
8/6 (木)	12:00 ~12:45	千葉県	「戦争法案」反対街頭宣伝行動	千葉市中央公園角	
	12:00 ~13:00	千葉県	「戦争法案」反対街頭宣伝行動	JR船橋駅北口	

関東弁護士会連合会(関弁連)は、東京高裁管内の13の弁護士会(東京三会、横浜、埼玉、千葉県、 茨城県、栃木県、群馬、静岡県、山梨県、長野県、 新潟県)が連合した組織です。

昨年7月1日の集団的自衛権の行使を容認する閣議 決定に対して、関弁連は関弁連管内において国民に 広くこの問題を理解してもらうことを目的として、関 弁連ののぼりや腕章を作り、「管内弁護士会一斉行動」 を昨年8月に初めて実施し、昨年9月の定期弁護士大 会において反対決議を採択しました。

今年度は、関弁連の重点課題と施策として、「集団的自衛権の行使容認反対等、憲法問題への取り組み」を掲げ、一斉行動の期間を1か月に延ばし、7月9日から8月8日まで街頭宣伝行動や憲法集会等の活動を行うこととし、一会10万円までの費用援助を行い、一覧のとおり実施しました。正副理事長や関弁連事務局も可能な限り参加し、各地の市民の方々の思いを実感することができました。9月18日の定期弁護士大会でも、反対決議を議題としています。

また,一斉行動期間中の7月16日に,衆議院本会議において安保関連法案が強行採決により可決されたことを受け,関弁連理事長及び管内13弁護士会会長の連名により,同日付で「安全保障関連法案に反対し,衆議院本会議における強行採決に抗議する声明」を公表しました。本声明の公表に当たり,翌日には司法記者クラブにおいて,関弁連正副理事長及び管内弁護士会会長等による記者会見を行いました。

関弁連には、憲法問題に関する連絡協議会があり、憲法問題に関する調査・研究、連絡協議や、上記集会等の共催依頼、費用援助申請についての審議を行うとともに、憲法問題に関する勉強会を適宜開催しており、今年度は、内田雅敏委員(東弁)を講師として、戦後70年の様々な内閣総理大臣公式見解等についての勉強会を行いました。

「安全保障関連法案」の憲法上の各問題点

憲法問題対策センター委員長代行 伊井 和彦 (37期)

いわゆる『安全保障関連法案』は、全国の9割以上の憲法学者・研究者から「憲法違反」と指摘されているが、7月16日に衆議院で与党により強行採決され、参議院でも9月18日深夜に強行採決されてしまった。戦後70年の年に、日本国憲法は未曾有の危機を迎えている。しかし、この法案は、10個の法律の一部改定と1個の新法案(国際平和支援法)が複雑に関連しており、何がどのように変わり、どの点が憲法違反なのかについて分かりにくいという声も多い。そこで、各法案の憲法上の疑義について、限られたスペースで要点だけを簡潔に説明する(日弁連意見書及び説明資料等及び私見に基づく)。

1 集団的自衛権·存立危機事態法制 (武力攻撃事態対処法, 自衛隊法等の改正)

●法案の概略

従前の『武力攻撃事態対処法』では、「我が国に対する外部からの直接の武力攻撃が現に発生した事態や明白な危険が切迫している事態等(武力攻撃事態)」の対処措置として、「自衛隊による武力攻撃排除のための武力の行使、部隊の展開その他の行動」と「米軍の日米安全保障条約に従った武力攻撃排除行動のための物品・施設・役務の提供等の措置」等ができるとされていた(個別的自衛権)。

これに対し、『事態対処法』(『武力攻撃事態対処法』 からの改正)では、「我が国と密接な関係にある他国 に対する武力攻撃(存立危機武力攻撃)が発生し、 これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、 自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な 危険がある事態」(存立危機事態)の場合にも、攻撃 の排除のための自衛隊の武力の行使、部隊の展開そ の他の行動ができるとし(集団的自衛権)、更に米軍 のみならず「外国の軍隊の存立危機武力攻撃排除行 動のための物品・施設・役務の提供等の措置」まで できるとしている。また、これに合わせて自衛隊法の 一部も改正。

●憲法上の疑義

- 「集団的自衛権の行使」は、従前の内閣法制局 及び政府の見解では「我が国への武力攻撃やその 明白な危険性等がある場合(武力攻撃事態)でな ければ、自衛隊の武力行使は憲法9条に違反しで きない」と憲法解釈されており、そうであれば今回 法案の「存立危機事態」の場合の自衛隊の武力行 使は、憲法9条違反。集団的自衛権の行使を認め たいのであれば、憲法9条改正手続で国民の意思 を問うべきで、改正手続を経ることなく政府の憲法 解釈の変更と法改正で行おうとするのは、立憲主義 と国民主権に反する。
- 「存立危機事態」を厳格な要件であると言うが、 「他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が 国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸 福追求の権利が根底から覆される明白な危険があ る場合」の具体的判断基準は不明確で、政府答弁 によれば「あらかじめ具体的、詳細に示すことは困 難」「政府の総合的判断による」とされる。しかし、 それでは時の政府の恣意的判断になりかねず、何ら 厳格な要件とならない。
- 政府は法案の必要性として「我が国を取り巻く 安全保障環境の根本的変化」(中国による尖閣諸 島問題や北朝鮮のミサイル問題等を指すと思われ る)を主張するが、その実際の状況が、果たして

これまで違憲とされてきた集団的自衛権を必要とするほどの立法事実があるのかも疑問。

• 政府は「集団的自衛権の是認で日米同盟が強化され、我が国への攻撃の抑止力が高まる」と言うが、対立関係にある国もこれに対抗して軍拡を進めることは必然で、際限のない軍拡競争となり、いつか暴発する事態を招きかねない。そのような緊張関係の中での一時的な安全は、憲法の「恒久平和主義」とは相容れない。

2 重要影響事態法制

(周辺事態法, 周辺事態船舶検査活動法の改正)

●法案の概略

これに対し、『**重要影響事態対処法』(『周辺事態** 対処法』からの改正)では、

• 従前の法の「我が国周辺の地域における」という文言を削除し、地理的限定を外して世界中で後 方支援等ができるようになる。

- 「合衆国軍隊等」「重要影響事態に対処する外国 との連携を強化」という文言が入り、米軍以外の 外国軍隊との連携も可能とされる。
- 後方支援活動のできる地域を,「現に戦闘行為 (国際的な武力行為の一環として行われる人を殺傷 し又は物を破壊する行為)が行われている現場」 以外とし,戦闘行為が現に行われていない時であれ ば戦闘地域での後方支援活動も可能とされる。
- 「物品・役務の提供」として、武器は禁止のままだが、従来禁止されていた弾薬の提供や戦闘作 戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・ 整備は可能とされる。

●憲法上の疑義

- 我が国周辺の地域での事態でないのに、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」(重要影響事態)とは一体どのような場合なのか不明確であるが、政府はこれも「政府の総合的判断による」としており、それでは時の政府の恣意的判断で世界中の武力紛争に後方支援という形で際限なく関与することになりかねない。
- 戦闘地域でも現に戦闘行為が行われていなけれ ば後方支援活動ができ、しかも武器の提供はでき ないが「弾薬の提供、戦闘作戦行動のために発進 準備中の航空機に対する給油・整備」は可能とな れば、その後方支援活動は紛争相手国からすれば 戦闘行為と一体であり戦争行為と見做され、攻撃 の対象とされる。そのような他国の武力行使と一 体化するような戦闘支援行為は、明らかに国際紛 争を解決する手段としての武力の行使にあたり、 憲法9条に反する。

• 政府答弁によれば、「政策としては行わないが、 法理上は『弾薬の提供』の弾薬にはミサイルや核 弾頭まで含まれる(そのような拡大解釈自体が疑 間であるが)」とされるが、我が国に法理上ミサイ ルや核弾頭の提供行為まで認めるような法律が、 憲法9条の下で許されるとは到底思われない。

3 国際平和支援法

(新法, 自衛隊海外派遣恒久法)

●法案の概略

従前は米軍の支援等のために自衛隊を海外に派遣する際にはその度に特別法(イラク特措法等)を制定していたが、これを政府判断でいつでも派遣できるようにする一般法。「国際平和共同対処事態」(国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの)に際し、当該活動を行う、さされる。

- ・ 「諸外国の軍隊等」とは、国際社会の平和及び安全を脅かす事態に関し、国際連合の総会または安全保障理事会で、「①当該外国が当該活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議」もしくは「②当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国際連合加盟国の取組を求める決議」が存在する場合において、当該事態に対処するための活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織を言う。
- 「協力支援活動」とは、我が国による「諸外国

- の軍隊等」に対する「物品及び役務の提供」のことを言い、武器の提供は禁止であるが、テロ対策特措法では禁止されていた弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備は可能とされる。
- ・ 協力支援活動のできる地域は、「現に戦闘行為 (国際的な武力行為の一環として行われる人を殺傷 し又は物を破壊する行為)が行われている現場」 以外とし、戦闘行為が現に行われていない時であ れば戦闘地域での協力支援活動も可能とされる。
- その国の同意があれば、その外国の領域内においても対応措置が可能とされる。

●憲法上の疑義

• 重要影響事態対処法の場合とほぼ同じであるが、 我が国の平和及び安全と直接関わりがないのに、 世界中の国際紛争において諸外国の軍隊に対して 「弾薬の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中 の航空機に対する給油・整備」等の協力支援活動 が可能とすることは、事実上は外国の武力行使と 一体化とならざるを得ず、国連の決議等があった としても(「当該事態に関連して…取組を求める決 議」というのも不明確)、憲法9条がある限りでき ない。

4 国連平和協力法

(国連平和維持活動協力法の大幅改正)

●法案の概略

従前の法は国連が統括する国連平和維持(PKO)活動への協力を中心にしたものであったが、この中へ、 国連が統括しない国際連携平和安全活動も国際平和 協力業務に加え、また従来は武力行使につながる危 険な行為として除外されていた活動も追加し, 武器 使用の権限も拡大している。

- 従前は認められていなかった「安全確保業務」(防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護)及び「駆け付け警護」(自衛隊の部隊等が、PKO活動等に従事する者やその支援者の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じるか、そのおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護)の活動を追加。
- 国連の統括下にない有志連合的組織のもとでも、 PKO活動と同様の活動(停戦・武装解除監視や 武器の搬入・搬出の検査・確認、さらには上記の 安全確保業務や駆け付け警護)を可能としている。
- 上記の「安全確保業務」や「駆け付け警護」に ついても、妨害排除や活動関係者の防護等、任務 遂行のための武器使用権限を認める。

●憲法上の疑義

• 「安全確保業務」や「駆け付け警護」といった 危険な業務まで自衛隊に認め、その任務遂行のた めの武器使用を認めた場合、相手方の妨害を排除 し凌駕するだけの強力な武器使用が必要となり、 その応酬から憲法9条の禁止する交戦、武力の行 使に至る危険性が大で、自己保存の場合以外で任 務のための武器使用を認める活動を行うこと自体 が、憲法9条に反する。

5 その他

安全保障関連法案は、他にも「武力攻撃に至らない侵害への対処」のための自衛隊法の一部改正等や、 米軍行動関連措置法(新・米軍等行動関連措置法)、 特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法、国家安全保障会議設置法等の一部改正があるが、全てに触れることはできない。関連資料でお調べいただきたい。

特集後記

「平和」とは何か、「安全保障」とは何か、そして「憲法」とは何かが問われた、戦後70年目の夏であった。「戦争」という行為の愚かさ・悲惨さ・恐ろしさ、そして「平和」の尊さは、その加害者であり被害者でもある我が国が、世代を超えて永遠に伝えていかなければならない。8月7日の東弁の様々な特別企画も、まさにそのためにあった。

しかし、「平和」への考え方は一様ではない。「より 強固な武力による抑止力こそが現実的な平和の方策」 という意見もある。でも、それは本当に「現実的」なの だろうか。権力者たちの独善的暴走の激突こそが、人類 が経験してきた戦争の歴史ではなかったか。

最後に、伊藤真会員が講演でよく引用されるナチスの

ヘルマン・ゲーリングの言葉を、伊藤会員の了承のもと ご紹介したい。

『もちろん,人々は戦争を望みません。運がよくてもせいぜい五体満足で帰って来るぐらいしかないのに,戦争に命を賭けたいわけがありません。一般人は戦争を望みません。それはどの国でも同じです。ですが,政策を決めるのはその国の指導者です。それに人々を従わせるのは,どんな政治体制であろうと常に簡単なことです。…国民に向かって,我々は攻撃されかかっているのだと煽り,平和主義者に対しては,愛国心が欠けているし,国を危険に曝していると非難すれば良いのです。この方法は,どんな国でもうまくいきますよ。』

私たちは、それほど愚かであろうか。 (伊井)

INTERVIEW: インタビュー

ジャーナリスト・映画監督

三上 智恵

沖縄のテレビ局でアナウンサー・キャスターとして 活躍され、沖縄の基地問題に深く切り込んだ初監督 作品『標的の村』で数々の映画賞を受賞されたジャーナリスト・映画監督の三上智恵さんにお話を伺いま した。現在も自主上映会が続く『標的の村』と最新作 『戦場ぬ止み(いくさばぬとうどうみ)』の見どころ、マス メディアの存在意義、沖縄問題の本質、弁護士に期待 することなど幅広く語っていただきました。

(聞き手・構成:小峯健介, 西川達也)



――プロフィールによると東京都のご出身なのですね。

東京で生まれましたけれど、あまり東京に住んだ経験もないので、自分が東京出身という感じは薄いです。 父の仕事の都合で転勤ばかりしていたので。

でも、1つの場所にこだわって一番長く住んでいるのは沖縄です。もう二十何年沖縄に住んでいますので、 一番ゆかりの土地はと聞かれれば、沖縄と答えています。

--- 沖縄に興味を惹かれたきっかけは何でしょうか。

小さいときに父の仕事の関係でたまたま沖縄を訪れたときに、カルチャーショックを受けて、その時点でアメリカとかいろいろな国に住んだ経験もあったんですけれども、どこの国よりも何か衝撃を受けた場所だったんです

――小さいころから、将来的には沖縄に住んで沖縄で仕事 をしようというお気持ちがあったのでしょうか。

そうですね。大学卒業のときに各局のアナウンサー 試験を受けて、東京の局も大阪の局も内定はもらうん ですが、実は一番行きたかったのは沖縄の局でした。 ただ、その当時沖縄には民放は2局しかなく、私の卒 業の年度に採用はなかったんですよ。それで、大阪の 毎日放送に入ったんです。 はい。

―― 当初から、アナウンサーとしてだけではなく、番組制作 にも携わりたいというお気持ちはあったのでしょうか。

小さいときから何か物を作るのが大好きでした。だから、しゃべるだけというよりは、自分で企画して取材してまとめて、最後に自分でナレーションを入れるのはとても面白かったんです。物づくりがしたかったんですよね。

小さい局に行くと、何でも1人でやらないといけないので、それをやってみたかったんですね。これが、沖縄に移った理由の一つです。自分の企画で、取材も企画もインタビューも構成も、最後の文字スーパーから音楽まで何でもできたので、それは人がいなくて大変というより私は楽しかったですね。

―― 沖縄の抱える基地問題に関心を持つようになった きっかけは何だったのでしょうか。

きっかけもなにも、沖縄でニュースキャスターをやっていると、ほとんど毎日トップニュースが基地問題なんですよ。ここに住んでいれば基地問題って興味があるとかないとかというレベルじゃないんですよね。

――『標的の村』のドキュメンタリーを作るきっかけは何 だったのでしょうか。

ニュース番組って、1本のニュースをだいたい50秒から1分ぐらいの形で毎日たくさんの数をこなすんです。 1年のうち7割くらいは基地問題がトップニュースなのですが、そのうちの半分ぐらいの時間は昨日も伝えたことで使ってしまい、今日の新しい部分って20~30秒しか入れられないんですよね。そんな形ではとてもじゃないけれども、毎日動いている基地問題を伝えられないので、だから何かに特化して特集を作りたいと思いました。

―― 東村・高江のオスプレイの着陸帯(ヘリパッド)の 建設問題を取り上げたのはなぜですか。

『標的の村』で主な舞台となっている沖縄本島北部 の東村・高江に関しては、何でみんなが取材しなかっ たのか不思議なんですが、私たちしかやってなかった のです。

辺野古への基地移設については頻繁に取り上げられるのですが、1996年の普天間基地を返還してどこかに移設するという日米合意(SACO)と同時に、北部訓練場が返還されて、ヘリポートを移設するということも合意されたんです。移設先がどこかはもちろん当時はまだ明記もされていませんでしたし、高江を囲むことになるとはそのとき誰も思わないからあまり問題にしなかったんですが、実は辺野古と高江のことは同時に決まっている。両方とも移設という名前のごまかしで、オスプレイを持ってくる新しい配備先と訓練先というものを目論んでいたことがだんだん分かってくるわけです。だから、辺野古のことをやっていたら、自然に高江のことをやらざるを得なくなると私は思います。

――『標的の村』のドキュメンタリーが放送されてどのよう な反響がありましたか。

最初にテレビ朝日系列のテレメンタリーという枠で30分の全国放送版が放映されたときには、大変な衝撃があったという感想をもらいました。でも各局で曜日や時間帯が違っていてあまり告知もできないし、放送が深夜だったり明け方だったりで、衝撃が強いと言って

も見た人の数が圧倒的に少なかったんですね。

最初はオスプレイを止めるためにドキュメンタリーを作りました。日本中の人がオスプレイに反対してくれるんじゃないかと期待して作ったんですよね。だけど、県民が命懸けで台風の中で普天間基地を封鎖するというシーンが放送されても結局オスプレイは飛んできてしまう。だから、オスプレイが飛来した朝はもう本当に絶望して、自分の中でものすごく敗北感がありました。同じ仕事を続けていけないなと思いました。

――『標的の村』を映画化されたのはどのような理由から でしょうか。

しばらくは、つらすぎて素材も見たくないという状態でした。ただ、普天間基地が封鎖されたということは、不思議なことにどこの局も伝えなかったんですよ。わあわあやっていたという感じをニュースで見た人は多いんですが、普天間基地を完全封鎖したとか、それが前代未聞の初めての出来事であったとかというふうに、理解して伝えていたところが1つもなくて、うちとうちの系列のテレビ朝日しかやってなかったということが後で分かりました。

それならまとめて放送した方がいいんじゃないかと言われました。私がやるのは絶対嫌だな、見たくもないなと思いながらも、誰もやってないんだったらと思って、泣きながら1時間にまとめたんですね。

1時間にまとめたものは沖縄ローカルでしか放送されませんでしたが、それを見た人が動画投稿サイトに上げちゃったんですね。本当はいけないことなんですけど、その上げたものがどんどん口コミで広がって、あっという間に3万アクセスとかがあったんですよ。

----- その時にはどのような反応がありましたか。

動画投稿サイトで見た人たちからたくさんメールとかが来て、その内容が、「とてもいいものを作ったんですね」ではなくて、「何でこんな大事なことを放送しないんですか」というほとんど怒りだったんですよ。「ここまでのことを取材していながら役割を果たしていないんじゃないですか」とか、「どうして全国ネットにしてくれないんですか」とか、「知る必要があるのに隠され

ている気がします」とか、何か居ても立ってもいられない怒りみたいなものがいっぱい来ました。

その中で私が映画に踏み切る大きなきっかけになったのは、「これ以上知らないということで加害者にされるのはまっぴらです」という意見でした。自分の問題だと思ってくれる人が多くなっている今だったら、何とかして全国に届けたいと思って、どうやったら映画にできるのかな、みたいなことを真剣に考え始めたんです。

―― 最新作の『戦場ぬ止み(いくさばぬとうどうみ)』は どのような思いで制作されたのでしょうか。また、見どころ についてお聞かせください。

沖縄が基地問題で苦しんでいるということはたぶん 日本中の大人が知っていて、辺野古というキーワード も知ってはいるんですけれども、そこでわあわあ反対 している人がいるイメージしかなくて、でも実は賛成 している人もいるんでしょう?というぐらいの興味しか 持ってもらえてないと思うんですね。

だから、本当にどういう人たちが、なぜ反対をしているのか、これはいったいどういう問題なのか。決して沖縄の負担が大きいから、ほかのところも荷物を持ってくださいと言っているだけではないんですよ。

沖縄は、ベトナム戦争もそうですけれども、土地も貸して、基地周辺で働いている日本人の労働力も提供して、ベトナムの人たちを無差別に殺戮していくのを止めないどころか、手伝ってきたわけですね。でも多くの日本人は、日本は70年間戦争をしてこなかったと、私たちから見ればすっとぼけたことを言っているなと思いますが、日本のお金でアメリカの殺戮を支えたのに実感として持てないようにされてきたと思います。

政府は日本国民を多くの意味で騙している。「戦争をしてこなかった」という言説ももちろんそうですが、 基地というのは訓練をする場所であるというふうに教 えてきている。でも、基地というのは出撃拠点なんで すね。戦争に使うから置いてあるのであって、訓練を したくて置いているわけではない。

だから、兵隊がたまに外に出てきて悪さをするから 嫌だと言っているのではなくて、人を殺しに行く場所 として機能するし、そうしたら返す刀で攻撃される、 標的になるから嫌なんですよ。

でも、それはアメリカがやっている戦争で、日本が 攻撃されるわけはないと薄ぼんやり考えている国民が、 沖縄の危機感を全然共有してくれてなかったんですね。 基地というのは出撃拠点であるし、だからこそ持って いてはいけないんです。ほかの国から恨みを買うような 国際的な動きをしてはいけないんです。

『戦場ぬ止み』を見ていただいたら分かると思うんですが、辺野古には、強襲揚陸艦という港もないところに襲いかかりにいく艦艇が、オスプレイを載せて出港するための軍港が造られようとしているんです。これはとてもじゃないけれども、普天間代替施設とは言えない。沖縄の負担を軽くするために移転はやむを得ないから、日本国民から税金を出しましょうという話だったんですが、徐々にそれは欺瞞だということが分かってきて今に至っているわけですね。

本当に考えてみてほしいんですけど、強襲揚陸艦が出ていくような軍港と、それから核兵器も貯蔵されていたといわれる弾薬庫と、2本の滑走路を持つ基地を、沖縄に日本のお金で造るんですよ。そうしたら、ほかの国は何と思うか。ここから出てきたものによって自分の家族が殺されたりしたら、それは辺野古がある大浦湾を攻撃するだけじゃなくて、日本人全員をターゲットにしたいと思いますよね。

だから、辺野古の問題は普天間基地をどこに移せばいいのかなんていうレベルの話ではもうなくなっちゃっているんですよ。ということを、辺野古の基地反対運動ってどんなものなんだろうなという入り口でもいいから見てもらって、とんでもない国になってしまっているというところまで知らせなければいけないというのが、この映画の内容なんです。

――『標的の村』と『戦場ぬ止み』は、基本的には基地 反対派の方々の視点で描かれていますが、機動隊や海上 保安庁も完全な悪役ではなくて、人間である沖縄県民と して描かれていますね。

映画の中では、すごく抽象的な言い方をすると、沖 縄の人たちが民主主義にのっとってどんなに民意を示 そうとも, 権力側が新しい基地を押し付けてこようと しているわけですよね。

だけど、直接向き合って押し付けているように見えるのは、海上保安庁の職員であったり沖縄県警や機動隊であったり。でも、彼らは本当は基地を造りたい本体ではないんですけれども、職務上、反対運動を抑え込んで、実際は工事を進める実力行使をしてしまっているんですよね。反対している側からしても、彼らを責めたって仕方がないというのは百も承知なんですよ。でも百も承知だけれども、目の前でやっぱり暴力的に押さえつけられれば、頭にくるし痛いし相手のことを憎みたくもなる。

だから、権力側が用意した構図にまんまと引っ掛かって相手を憎んで、海保も反対運動を憎むというふうに感情的には持っていかれるんですけれども、相手も人間だし別にもともと憎み合う必要はない間柄なんだよねとか、本当に基地を造りたい人はここにいない人なんだよねということを見ている人にも気付いてもらうと、じゃあ、そうするといったい本当に造りたい人って誰なんだろう?と思うじゃないですか。

――でも、映画の中には基地を造ろうとしている張本人は 出てこない。

この映画は反対運動の人しか描いてない、基地を造りたい人が出てこないと言って何かもやもやするわけですよ、見ている人は。そのもやもやしている人は、誰かの顔を見て、「この人が造りたいんだ。悪いなこの人」と思いたいんだけど…。

でも、その顔は人によって想定しているものはたぶん違うし、例えば私が防衛大臣の顔を写し出して、この防衛大臣が悪いのか、と言って観客に溜飲を下げてほしくないんですよ。だって、防衛大臣1人が造りたいわけじゃないですよね。首相の顔とかを出したら、このやろうと思いたいけど、でも首相でもないですよね。

あなたのところの知事が辺野古移設を承認したじゃない、あの知事が悪かったんじゃないのみたいな、そういう落としどころを見る人は欲するんですけど、私は出さないんですよ。そのどれでもないと思うんですよ。

たぶん基地を押しつける側の1つの答えは、安全保障 なんて考えてみたこともなく、投票行動に結び付けた こともない一般のその他大勢の有権者ですよね。

―― 琉球朝日放送でアナウンサーをされていたご経験も 踏まえて、マスメディアの存在意義や果たすべき役割に ついてどのようにお考えでしょうか。

それはもう揺るぎない答えですけれども、権力の監 視です。

権力というのは必ず暴走するものですよね。それは 歴史が証明しているわけですから、暴走する権力を止 めるのは大衆の力をもって止めるしかない。マスコミ が止めるわけじゃないんですよ。大衆がそれを止める ために、マスメディアはその情報を大衆に問うていく、 世論をつくり上げていくことでしか権力の暴走は止め られない。

―― 沖縄県民の民意というのは国政に十分に反映されて ないように感じますが、どうすればこれが改善されるとお 考えでしょうか。

民意が伝わっていないって言いますが、昨年の県知 事選や衆院選の小選挙区などの結果を見ても、沖縄 県民は民意を示す機会はことごとく示してきている。 民意を示すべく用意されてない機会までつくって、県 民大会だとか何だかんだやっているわけですよ。でも それでも全然知らない、伝わらないっていうのは、知 ろうとしていないからではないでしょうか。

沖縄の問題をよく知らないけど、知らなくていいんだと思っているのは明らかに間違いです。人の痛みを分からなきゃいけないとか道徳的な話ではもうないんですよ。たぶん10年ぐらい前は「人にたくさんの荷物を背負わせて知らんぷりするのは道徳的によくない」ということで、沖縄の負担についてみんなで考えましょうみたいな、お利口さんな方向のシンポジウムでよかったかもしれない。

だけど今は、日本が戦争をする国になる、その決定 打となるのが辺野古の基地建設であって、これを日本 の税金で造るのであれば、あなたの息子も徴兵される だろうし、あなたの住んでいるところが標的になるでし ょう。無関心で来たからここまでの日本になってしまったじゃないですか。だから沖縄のことが伝わらないとかって言っている場合ではない。

―― 今後の活動予定について教えてください。

辺野古の状況は続いていくので、それについてもちろん今もカメラを持って取材に行っています。また、宮古、八重山に配備されるミサイル部隊のことが最も 喫緊の課題だと思っています。ただ、もう1つ、映画として次なにを作るべきかどうかっていったら、ちょっとまだ分からないんですね。

私がこの仕事をやっている一切の原動力は、二度と沖縄を戦場にしないということなんです。二度と沖縄を戦場にしないために、この辺野古のことを18年も19年もやっているんです。

私は映画監督になりたくて映画を作っているわけではないんですよ。沖縄を戦場にしないためにどうしたらいいかということを考えると、一般の人たちの意識を変えない限り政治は変わらないですよね。国民のレベル以上の政治家は出てこないわけです。だから結局、国民の意識を変えていくために映画という手段に訴えているだけなんですよ。

―― 最後に、当会会員に何かメッセージがありましたら お願いします。

沖縄のことを考える弁護士さんって結構たくさんいらっしゃって、沖縄に弁護士会として来たり、イベントを組んでくれたりというのも知ってはいるんですけれども、何かもっと沖縄だけではなくて、国が人権を奪っているという事象に対して取り組んでくれる人が増えればいいなと思います。

人権の問題って、それが障がい者の問題であっても、 国策の問題であっても何でもそうですけど、人権が奪 われていく構図ってみんな同じですよね。あっちこっち で人権が損なわれているというのは、もう足元が崩れ ていっているようなものです。

いじめの問題だってそうです。いじめが何で起きる のかというのは、戦争が何で起きるのかと同じだと思う んですよね。人間の集団というものが暴力的になって いくわけですよ。集団の中で凶暴性を持つ人がいるときに、矛先が自分に来ることを恐れて大多数が黙ってしまう。会社の中でもそうですよね。この会社の中のこの方針はよくないと思っても、今、自分が言うことはマイナスだと思って黙ってしまう。それはいじめを見過ごしているのとほとんど同じ集団心理ですよね。

だから、身の回りの人権がないがしろにされている 事例に対して、弁護士じゃなくても一人一人がどう立ち 向かうかということが、結局、その後、大きな不幸に つながらないかどうかの瀬戸際なんだと思うんですよ。 だから、足元から崩れていく、あらゆる人権が損なわれ ている局面を見過ごすということが、一番怖いと思い ます。

そのためには、戦っている姿を見せるということが 一番だと思うんですよ。権力や不誠実な事柄と法律を 武器にして戦うんだよというのを見せられるのって、 弁護士の皆さんの仕事ですよね。

皆さんは大きい敵といろいろな事例で戦っていて、 たぶんそれをお子さんとか周りの人が見ていて、ああ、 こういうふうにしたら諦めなくていいんだ、泣き寝入り しなくていいんだ、戦い方があるんだって思うことが、 次に見て見ぬふりをしない人をつくるんだと思うんです ね。だからその戦いは負けても、戦っている姿を見せ たり共有することで次の敵には戦えるかもしれないと いう、細かいことの積み重ねですけど、それが財産だ と思うんですよ。

— ありがとうございました。

プロフィール みかみ・ちえ

ジャーナリスト、映画監督。東京生まれ。大学卒業後の1987年、毎日放送にアナウンサーとして入社。1995年、琉球朝日放送(QAB) の開局と共に沖縄に移り住む。夕方のローカルワイドニュース「ステーションQ」のメインキャスターを務めなから、「海にすわる〜沖縄・辺野古 反基地600日の闘い」「1945〜島は戦場だった オキナワ365日」「英霊か犬死か〜沖縄から問う靖国裁判」など多数の番組を制作。2010年には、女性放送者懇談会 放送ウーマン賞を受賞。初監督映画「標的の村〜国に訴えられた沖縄・高江の住民たち〜」は、ギャラクシー賞テレビ部門優秀賞、キネマ旬報文化映画部門1位、山形国際ドキュメンタリー映画祭監督協会賞・市民賞ダブル受賞など17の賞を獲得。これまでおよそ600回の自主上映活動が続いている。現在、次回作の準備を進めている。

ニュース&トピックス

News & Topics

東京弁護士会・UIA (Union Internationale des Avocats) 共催セミナーを終えて

国際委員会委員 広瀬 元康(58期)

1 はじめに

去る2015年7月6日(月)に、国際法曹団体であるUIA(世界弁護士連合会、原語では Union Internationale des Avocats)と東京弁護士会の共催により、弁護士会館2階講堂クレオにて「危機的状況下の企業の防衛」をテーマとするセミナーが行われた。UIAが日本でイベントを行うのは今回が2回目である。昨年の同時期に「海外腐敗行為防止法の国際比較と課題」をテーマに開かれた東弁・UIA共催セミナーが国内外より高い評価を得たため、本年も第2回のセミナーを行う運びになったものである。さらに、当会は、今年より法人会員としてUIAに加盟している。

今年は、UIAからの外国人参加者も増え、遠くアフリカのアビジャン(コートジボアール)やキンシャサ(コンゴ民主共和国)からの来訪者もあった。当日は生憎の雨天であったものの、午前10時から午後4時までの昼食休憩を挟んだ終日セミナーには51名、それに続いて日比谷公園内の松本楼で行われた立食パーティには37名がそれぞれ参加し、盛況となった。

本セミナーの講師を務めたのは、UIAに所属し、上記分野に造詣の深い外国人スピーカーのほか、関連分野で豊富な実務経験を積んだ当会会員らであった。

2 本セミナー当日

昨年と同様に、セミナー開始に先立ち、UIA外国人スピーカーらが当会理事者を表敬訪問した。UIA前会長のStephen L. Dreyfuss弁護士(米国)を中心として、2年連続でUIAが日本にて当会と共催イベントを開催するに至



左から, Jim Robinson弁護士, 武藤佳昭会員 (登壇者), Stephen L. Dreyfuss弁護士, 早川吉尚会員

ったことや、当会のUIAへの加盟に対する謝辞を述べた。 これに続き、日本における若干の法律問題(知的財産権の 保護、裁判制度をめぐる問題等)や、日本の法曹界とUIA の今後の協力のあり方等について忌憚ない意見交換が行わ れた。

本セミナーでは、Stephen L. Dreyfuss弁護士と当会国際委員会委員長の石黒美幸会員がそれぞれ開会の辞を述べた。これに引き続き、各パネルについてUIAと当会からスピーカーがそれぞれ1名ずつ(但し、第4パネルのみは、コメンテーターを交えた変則的な形態で進められた)、後述する一定のテーマについて、各自の法域、視点から発表を行った。いずれのパネルも、異なる国・地域を拠点に渉外業務を行う各国の弁護士らが、自らの長年にわたる実務経験や日頃の問題意識を踏まえて、多様な切り口から具体例を交えながら解説するものであった。

そこでは, グローバルな事業環境において国を越えて生じ うる企業の不祥事対応の場面では, 所変われば品変わると はよく言ったもので、自国の常識が他国で起きた問題の処理には通用しない場面もあることを実感させられた。当然のことであるが、国が異なれば、法令や裁判制度が異なる以上、同じ不祥事に対して企業が負う法的責任の有無や程度が異なる。他方で、そのような「法」の問題にとどまらず、むしろマスコミ等の社会的圧力を当事者となった企業側がどうコントロールするかが「法」以上に重大な影響を生じ、ひいては「法」に基づく訴訟等の帰趨も左右しうるということでもある。

各パネルに続いて、スピーカーのみでなく、フロアの参加 者も交えて活発な質疑応答、議論が行われた。

3 本セミナーのテーマと登壇者紹介

第1パネル:ビジネスパートナーによる腐敗行為を防止する ための仕組みについて

モデレーター: 石黒 美幸 会員 (長島・大野・常松法律事務所)

Steven F. Molo 弁護士 (UIA, MoloLamken LLP (米国))

スピーカー: 村上 康聡 会員(太陽コスモ法律事務所)

Justin v. Shur 弁護士(UIA, MoloLamken

LLP(米国))

第2パネル:事故, 違法行為等の企業不祥事が発生した場合 のリスク軽減策について

モデレーター: 石黒 美幸 会員(長島・大野・常松法律事務所)
Winfried F. Schmitz 弁護士(UIA, Schmitz Law Offices (米国))

スピーカー: 水野 海峰 会員(弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所)

Daniele de Benedetti 弁護士(UIA, Studio

Legale Associato D&M Legal (イタリア))

第3パネル:危機的状況下における企業の財産保護について

モデレーター: 早川 吉尚 会員(弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所) Stephen L. Dreyfuss 弁護士(UIA 前会長)

スピーカー: 武藤 佳昭 会員(ベーカー&マッケンジー法律事務所)

Jim Robinson 弁護士(UIA, Best Hooper Lawyers (オーストラリア))

第4パネル:企業不祥事の際のメディア対応について

モデレーター: 早川 吉尚 会員(弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所)

スピーカー: Michael Mueller 外国特別会員(ミュラー外国 法事務弁護十事務所(ドイツ・日本))

コメンテーター: Steven F. Molo 弁護士(UIA, MoloLamken LLP(米国))

> Winfried F. Schmitz 弁護士(UIA, Schmitz Law Offices(米国))

4 懇親会

その後は松本楼で懇親会が行われ、UIA外国人スピーカーやその他のセミナー来訪者のほか、昨年以上に多数の日本人弁護士が参加した。UIA参加者の方々はほとんどが懇親会にもご参加くださり、国内外の弁護士が抱える国際法務の課題や、将来における日本の法曹界の国際交流のあり方等について、日本の弁護士らとUIAの方々がざっくばらんに歓談する機会が得られた。ここでは、セミナーで講師を務めてくださったUIA外国人スピーカーらに加え、当会の渡辺彰敏副会長、日弁連の三宅弘副会長のほか、UIAの日本人シニアメンバーの方々等にも各々ご挨拶を賜った。

5 UIA との交流について

今後とも、IBAと並ぶ国際法曹団体であるUIAが日本で活動を広げて知名度を増し、日本でもより多くの弁護士が積極的にUIAに参加することを願ってやまない。今回の第2回東京イベントがその足掛かりとなれば幸いである。

また、UIAでは毎年秋に世界各地で年次大会を行っており、今年は10月28日(水)から11月1日(日)にかけて、スペインのバレンシアにて第59回年次大会が開催される。同大会では、当会からも複数の会員がスピーカーとして登壇する予定である。

理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。



東弁の会計について

副会長 中嶋 公雄 (45期)

私の主たる担当業務は財務です。

今回は、スペースをいただいて、東弁の会計について、「皆様からお預かりしている年額22万2000円の会費が、どのように使われているか」という観点から、平成26年度の決算を、お一人当たりに換算して、右記の通り整理してみました。

会館は、建築後20年を経過して、日々劣化しています。改修を繰り返しても、やがては経済的耐用年数がやってきます。その時のために、どの程度の積立をしておくべきかによって、会費の額が大きく変わってきます。

次年度の会費額について、減額が可能かどうか議論をしています。また、長期的に、会館の建替のためにどの程度の積立を行うべきかについて、今年度から議論を開始したいと考えています。皆様には、ご意見をお寄せいただきますよう、お願い申し上げます。

平成26年度決算:東弁会員1人当たり換算 (単位:円)

収入の音	В	支出の部		
一般会費	222,000	人件費等の管理費	165,800	
会館臨時会費	42,611	会館の維持管理	41,147	
その他	77,080	委員会等	17,842	
(23条照会手数料・会務活動負担金など)		人権特別会計	17,828	
Z-17/11=117=11=11=11=11=11=11=11=11=11=11=11=		広報費	9,491	
		法律相談	8,941	
		関弁連会費	7,303	
		図書館	6,633	
		公設事務所	6,022	
		研修費	4,221	
		司法修習支援金	3,642	
		行事費	2,416	
		会館の改修等への 積立や繰越	50,405	
合 計	341,691	合 計	341,691	

むつみ会 創立60周年 おめでとうございます!

副会長 湊 信明(50期)

むつみ会が今年めでたく創立60周年を迎えます。 むつみ会というのは、東京三会と隣接4県(神奈川・ 埼玉・千葉・山梨)の弁護士会に所属している弁護士 の妻及び女性弁護士の有志によって構成される会員数 約250名の団体です。むつみ会は、その会歌に「大空 わたる天つ日の、光と熱を仰ぎつつ、咲き輝けるひまわ りの、かげにつどえるむつみ会」とありますように、日 ごろより、会員同士の親睦だけでなく、社会貢献や司 法活動賛助、更にはバザーや結婚相談などなど、弁護士会の活動をさまざまな形で支援して下さっています。この秋は、10月9日にバザーが、10月27日から29日に第40回四会共催秋季美術展が、弁護士会館クレオで開催されます。更に12月14日には、60周年記念企画として、古澤巌氏とベルリンフィルアンサンブルによるコンサートが紀尾井町ホールにて開催されます。奮ってご参加下さい!

過ぎゆく夏を惜しみ

副会長森徹(41期)

今年の夏は、7/14の夏期合研に始まり、戦後70年 企画の写真展、8/7資料展、海老名香葉子さんのトークショー、アンサンブル・フォウ・ユウのミニコンサート、平山正剛元会長らによるシンポと行事が目白押しでした。8月初旬は連日猛暑でしたが、下旬は一転して天候不順へ。気温30°C を超える日もまばらでした。8/26の日比谷野音の集会、国会周辺パレードも小雨の中での決行ながら、大きな盛り上がりを見せました。9/7の

有楽町街宣も,雨の中,安保法制の違憲性を懸命に 訴えかける弁護士会の姿をアピールできたと思います。 ご参加いただきました会員の皆様,ありがとうございま した。

夏は過ぎ去りますが、平和を願うこの熱い気持ちを71年、72年と、いつまでも終わらせることなく、つないで行きたいと思います。過ぎゆく戦後70年の夏を惜しみつつ。

法曹養成改革問題への取組み

副会長 佐藤 貴則(42期)

この原稿を書いていると,明治大学法科大学院教授による司法試験問題漏洩のニュースが流れてきました。司法試験制度の信頼を根底から覆す事態に,同じ法科大学院で教鞭をとり,現在も司法試験考査委員を兼務する身としては,忸怩たる思いがあります。信頼回復には相当の時間がかかるでしょう。

また、先ほど発表された司法試験の合格者数は1850 名で、昨年よりも40名増加し、これまで日弁連が強く 求め、法曹養成制度改革推進会議の法曹人口の在り方についての検討結果取りまとめにも記載された、1500名程度への合格者の減員は、今年は実現しませんでした。今後さらに、減員を求めていかなければなりません。

東弁の担当副会長として、また、日弁連の理事として 法曹養成改革に関わっている身としては、これからも、 気を引き締めてこれらの困難に立ち向かわなければと 思いを新たにしています。

東弁パワー!

副会長 渡辺 彰敏 (44期)

副会長「会長, この件はどのように対処したらよいのでしょうか?|

会 長「う~ん、私もよくわからないなぁ」

副会長「それでは,東弁さんにでも訊いてみましょうか?」 会 長「それがいい。 あそこは委員会などが 200以上

もあってバリバリやっているから、この件についても何かしらのノウハウを持っているに違いないよ」

…といった会話が、日本中至る所で頻繁に交わされているような気がします。なんせ、様々な問い合わせや 照会の多いこと!

当然, 理事者がそのすべてに答えられるはずも無く, 会員の皆様の知識と経験にお縋りするしか無いわけで…。 しかし, 何らかの回答を出せない問題というのはほとんど 無く, 東弁の秘めたるパワーを改めて感じる今日この頃です。

東京弁護士会・安保法案反対の日々から感じたこと

副会長 大森 夏織 (44期)

東弁,日弁連の反対にもかかわらず安保法案は「可決」されました。しかし今年度憲法担当副会長として4月から9月までひた走り,ひそかに誇らしく思います。「さすが東弁!東弁会員で良かった!」。仕事内容や所属先,日常の政治的スタンス,何よりも世代を超えて,会員のみなさまと,立憲主義の危機への思いや平和への願いを共有できました。歴代「全」会長による共同声明,戦後70年会長談話,夏期合研全体討議,女性弁護士101人!企画,一大イベント「戦後70年~伝える写真展・資料

展・親子企画・コンサート&シンポ」、日弁連「オール法曹 オール学者等」企画への結集、有楽町街宣、毎週木曜日の国会前総がかり行動へ東弁幟をたてての参加、 2万超に達した署名集約…。

直接参加してくださった方、陰ながら応援してくださった方、一丸となって支援してくださった会長から事務局の方々まで、みなさまに感謝しつつ、今後もみなで手をつないで、不正義に屈せず、平和な社会への日常の不断の努力をご一緒したいと思います。

第36回

東京弁護士会市民会議

2015年7月22日開催

議題

東京パブリック法律事務所現状報告



2015年度1回目となる第36回市民会議は、東京パブリック法律事務所を会場に「東京パブリック法律事務所を会場に「東京パブリック法律事務所現状報告」というテーマで行われた。同法律事務所の釜井英法所長、中谷拓朗会員、髙橋宏典会員、長岐和恵会員、同法律事務所三田支所の河野優子会員から、東京パブリック法律事務所について(1)市民の司法アクセスの窓口としての機能、(2)地方への弁護士派遣、他士業との連携、弁護士任官、弁護士職務経験受入れ等のハブ機能、(3)市民アクセス拡大のための実験室としての機能、(4)運営上の課題等について説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する。

1. 法テラスとの関係について

江川:弁護士に相談したいとき、市民としては公設事務所と法テラスのどちらに行けばよいのか分かりにくい。法テラスは相談料が無料である一方で資力要件があるとのことだが、直接法テラスに行ってしまう人も多いのではないか。公設事務所でも、資力要件を充たす場合は法テラスの援助により無料の相談を受けられるとのことであるので、最初は公設事務所に来てもらった方がよいという仕組みについて、よりPRをした方がよいのではないか。

岡田: 法テラスに電話をすると最初に資力を確認されるという話を聞く。消費者センターでも法テラスに誘導する場合は資力を確認しており、条件が合わない場合は弁護士会の法律相談を紹介するが、5000円の相談料のハードルは高い。消費者センターに相談にくる市民からは、消費者センターで業者と交渉してもらえないのかという傾向が最近増加している。

それは弁護士の仕事であると説明しても聞き入れて くれない。

弁護士会の相談料を無料にすることには個人的には賛成できないが、消費者相談員の中には相談料を無料にしてほしいとの声も聴くようになった。消費者に専門家による相談は、費用をかけても結局得になるとの認識を持たせる必要もあると思われる。

2. 公設事務所の所属弁護士について

岡田: 任期があったり、困難な事件が多いとの理由で、 公設事務所の志望者は少ないとのことであるが、弁護 士の就職難という話が聞かれる中で意外に思った。

津山:公設事務所の勤務弁護士のOB・OGについて、その後の行き先を見ると半分くらいが法テラスの地方事務所に赴任している。設立の趣旨に合っていると思うが、公設事務所では幅広い案件を扱い、今、司法、とりわけ裁判官に最も求められている市民感覚を養うにはとてもよい環境にあるように思われる。しかし、意外と任官者の人数が少ない。所属弁護士には、是非もっと弁護士任官に挑戦してほしい。

3. 公設事務所の取り扱う事件について

岡田: アウトリーチの機能として, 高齢者に対する 出張相談や, 例えばゴミ屋敷問題について現場に出 向くということも事案によっては行っているというこ とであるが, その基準が外部からは明確ではない。 基準が明確であれば消費者センターとしてもお願いし やすい。

江川:公設事務所では困難事件というものを多く扱っているということであるが、事案を聞くと福祉や医療との連携が必要となる案件も多いと思われる。ただ、

市民会議委員 *敬称略

江川 紹子 (ジャーナリスト)

岡田ヒロミ(消費生活専門相談員)

神津里季生 (日本労働組合総連合会事務局長)

津山 昭英(朝日新聞社顧問)

長友 貴樹 (調布市長)

そうした中には、相談者自身が自分が直面している のは法律の問題だけだと思い込んでいるケースも多い のではないか。

4. 公設事務所への期待

長友: 行政としても、公設事務所の役割には期待するところがある。市民にとって法曹との距離は大きく、自治体に駆け込むということも多い。行政としても法律相談はやっているが、公設事務所にはネットワークを増やして外縁を拡大する役割を期待したい。

東京弁護士会の公設事務所は23区内に3つあるが, なぜ23区内にばかり作るのか。立川に多摩パブリック 事務所があるが、多摩地区の400万人の人口に比べ て少ないのではないか。多摩地区は面積も広く、公設 事務所までのアクセスの問題もある。

また、調布市では、任期付公務員として弁護士を 採用する制度を始めたところであるが、公設事務所 に事前事後の研修をお願いすることも考えたい。

神津:東京パブリック法律事務所で扱う労働事件について、以前はそれほど多くなかったが、社会保険

労務士とのつながり等で徐々に増えてきているという ことである。事務所内に労働班というものも作られ て、質的にもこれから力を入れていくとのことで期待 したい。

5. 公設事務所の課題について

津山:事務所としては、専門的活動が可能な人材確保と財政基盤の安定が課題とのことであるが、弁護士というと、一般には裁判所の近くで大きな事務所を構えているというイメージが強い。司法予算を大幅に増やして公設事務所の財政基盤を確立するには、弁護士のイメージを変えて、国民の理解を得ていくことがカギとなる。

ひまわり公設事務所は、地方で感謝されていると 聞いている。都市型公設事務所の活躍ももっとアピールしてもよいのではないか。

江川: 財政基盤について、寄附を集める努力をする ということも考えられるのではないか。一般に向けた 広報としても、寄附を募るということはやってもよい と思う。

近時の労働判例

~労働法制特別委員会若手会員から~

第34回 マーケティングインフォメーションコミュニティ事件

(東京高判平成26年11月26日労判1110号46頁, 横浜地判平成26年4月30日労判1110号55頁)

労働法制特別委員会委員 中野 真 (63 期)



1 事案の概要

本件は、ガソリンスタンドの運営、自動車賃貸業等を業とするYに雇用されていたXが、Yに対し、平成23年3月分から平成25年2月分までの時間外労働に対する時間外手当618万2500円、これに対する確定遅延損害金、遅延利息、付加金を請求した事案である。

本件の時間外手当請求にかかる対象期間において、 Xには、基本給24万5000円~25万円のほかに、営業手当として17万5000円~18万円が支払われていた。 Yは、この営業手当を、割増賃金の支払いに充てたとして、応訴した。

この点, Yの就業規則には, 営業手当には時間外手当, 深夜手当, 休日出勤手当を含む旨が記載されており, Xに交付された給与辞令には, これらの具体的金額の内訳について記載されていた。また, 本件では, 営業手当によって充当されるべき時間数を超えて時間外労働が行われた場合には別途精算する取り扱いになっていたとYは主張していた。

一審では、営業手当が割増賃金に対する支払いとして認められ、何時間分の時間外労働に対する対価であるかの計算も容易に可能であるとして、Xの請求につき1万4323円のみ認容したが、控訴審では、割増賃金に対する支払いとして認められないとして、651万4074円を認容した。

2 問題の所在

営業手当の割増賃金への充当が、強行法規である 労働基準法37条1項本文に反し無効となる(労働 基準法13条)か否かにより、割増賃金算定の基礎 賃金(以下「基礎賃金」)が異なることになる。 すなわち、本件において、割増賃金への充当が 肯定されれば、基礎賃金は25万円であるが(基本 給25万)、否定されれば、基礎賃金は43万円(基 本給25万円+営業手当18万円)となるため、時間 外手当として算出される金額が大きく異なることに なる。

従前より、諸手当を割増賃金への支払いとすることについて、労働基準法37条1項に反しないとするためには、①支払われた賃金のうちどの部分が通常の賃金で、どの部分が割増部分であるか判別可能であり(以下「判別要件」)、かつ、②当該割増賃金相当額が法所定の額を満たさないときは、その差額が支払われる合意があること(以下「精算要件」)が必要とされてきた(小里機材事件:最一小判昭和63年7月14日労判523号6頁、高知県観光事件:最二小判平成6年6月13日労判653号12頁)。

また、割増賃金への支払いとされるものである以上、③実質的に見て、当該手当が時間外労働の対価としての性格を有していること(以下「実質的対価性」)は当然の前提となる(本件、泉レストラン事件:東京地判平成26年8月26日労判1103号86頁、イーライフ事件:東京地判平成25年2月28日労判1074号47頁、アクティリンク事件:東京地判平成24年8月28日労判1058号5頁など)。

以下は、Yによる営業手当の割増賃金への充当の 可否について、これら要件にかかる控訴審裁判所の 判断を紹介する。なお、本件では、他の争点もあるが、 本論ではないため割愛する。

3 控訴審裁判所の判断

(1) 実質的対価性について

控訴審は、営業手当全額が時間外勤務との対価

関係にあると仮定して、月当たりの時間外労働時間 を算出すると、営業手当はおおむね100時間の時間 外労働に対する割増賃金の額に相当することとなる とした。そして、労基法32条が労働時間の制限を 定め、労基法36条が例外的に労働時間の延長をす ることができることを定めているところ、36協定の延 長限度額に関する基準(平成10年12月28日労働 省告示第154号) においては、月45時間が労働時 間の上限と定められており、「100時間という長時間 の時間外労働を恒常的に行わせることが上記法令の 趣旨に反するものであることは明らかであるから、法 令の趣旨に反する恒常的な長時間労働を是認する趣 旨で、控訴人・被控訴人間の労働契約において本件 営業手当の支払が合意されたとの事実を認めること は困難である」とし、「本件営業手当の全額が割増 賃金の対価としての性格を有するという解釈は、こ の点において既に採用し難い」とし、実質的対価性 (③) を否定した。

また、賃金体系変更前後の支給の内訳からして、「営業手当には、従前、基本給、住宅手当、配偶者 手当、資格手当として支払われていた部分が含まれていたと推認することができる」とし、この点からも、「本件営業手当の全額が割増賃金の対価としての性格を有するという解釈は、本件賃金体系の変更があった前後における上記状況に照らしても採用することはできない」とした。

(2) 判別要件について

その上で、判別要件(①) に関して、「(本件給与辞令) の記載のみから本件営業手当の全額が割増賃金の対価としての性格を有すると認めることはできないことは明らかであって、他にこれを認めるに足りる証拠はない。そして、本件営業手当は、割増賃金に

相当する部分とそれ以外の部分についての区別が明確となっていないから、これを割増賃金の支払と認めることはでき | ないとした。

(3) 結論

結論として、「本件営業手当の支払により割増賃金の支払義務が消滅したとの被控訴人の主張は採用することはできない」と判示し、営業手当約18万円を基礎賃金に含めて、時間外手当の金額を算定した。

4 解説

本判決は、固定残業代(営業手当)により充当されるべき時間外労働時間が、36協定の1ヶ月上限である45時間を超えていることに着目して、「本件営業手当の全額が割増賃金の対価としての性格を有するという解釈は、この点において既に採用し難い」として、実質的対価性(③)を一部否定し、これに伴い、判別要件(①)も否定することで、結論として、固定残業代の割増賃金への充当を否定した。

実質的対価性(③)を否定するために、36協定の上限時間である45時間に着目したという点で、注目に値する(本件と類似した裁判例として、ザ・ウィンザーホテルズインターナショナル事件〔札幌高判平成24年10月19日労判1064号37頁〕があるが、同事件は、36協定の上限45時間について、固定残業代の割増賃金への充当を肯定する方向での限定解釈に用いた点で本件と異なる)。

本判決を前提とすれば、45時間分を超える時間外勤務に相当する固定残業代については、一律に認められないとされる可能性もあり得るところである。

开 弁で G 第63回

トピックス

勾留請求の却下を求める!

刑事弁護委員会 当番国選部会 部会長 白井 徹 (60 期)

検察官による勾留請求が数多くなされる一方,比較 的軽微な事案については,否認事件も含めこれを却下 する裁判官の決定が増加している。しかしながら,裁 判官が捜査機関の一件記録のみを検討して勾留請求 却下の結論に至るとは限らない。被疑者にとって,非 常に重大な利害の関わるこの局面において,積極的な 弁護活動が望まれる。

1 勾留請求却下は決して難しくない!

平成26年版犯罪白書によると、平成25年の勾留請求却下率は1.6%であり、平成15年以降上昇傾向にある。平成元年から平成14年までは0.1%から0.2%でほぼ横ばいだったことと比較すれば、却下率が増加していることは明らかである。また、罪名別に見れば勾留請求却下率の高い罪名とそうでない罪名があり、却下率の高い罪名については当然のことながら上記1.6%を上回る。例えば、一般刑法犯の却下率は、傷害1.4%、窃盗0.7%、強制わいせつ2.2%となっているが、主要罪名を除いた「その他」の一般刑法犯の却下率は3.1%、道交法違反や覚せい剤取締法違反等を除いた「その他」の特別法犯の却下率は6.0%となっている。

過去には「勾留請求をされたら勾留決定もほぼ出る」という印象があったかもしれないが、統計から見る 限り決してそうではない。

2 勾留請求却下に向けて

とはいえ、捜査機関の一件記録のみでは、勾留請求 が却下されるべき事件でそうなるとは限らない。捜査 機関がカバーしていない情報を裁判官に提供し、適切 な判断へ誘導することにこそ、弁護活動の意義がある。

勾留の要件のうち、例えば「罪証隠滅」については、 弁護人としては、罪証隠滅をすると疑うに足りる理由 が抽象的なものだけであってはならないという主張だけではなく、事件の性質、想定される証拠等を踏まえ、 本件において罪証隠滅の可能性がいかに低いのかについて主張すると共に、その裏付けとなる資料の収集に 尽力をすべきである。「勾留の必要性」は、勾留することによって失われる利益と、勾留しないことによって失われる利益との衡量である。したがって、勾留することによって、被疑者の利益がいかに失われるのか、あるいは、その家族や会社等第三者の利益がいかに失われるのかについて考えを巡らせ、想像するべきである。そのためには、被疑者、関係者からの事情聴取、関係資料の収集が必須となる。

次に、主張と証拠の峻別には注意したい。例えば接見で被疑者から確認した情報をそのまま主張するだけではなく、被疑者・関係者の陳述書や、勤務先に関する資料など、根拠=証拠の提出を心掛けたい。

なお, 証拠の提出にあたっては「厳格な証明」は適 用されないのであるから, 工夫をして様々な証拠を収 集すべきである。

3 東京地裁での注意点

東京地裁刑事14部では、午前11時30分ころから 勾留質問を行っている。したがって、勾留請求却下を 求める意見書は、当日午前9時から午前11時の間に 14部に提出し、裁判官に読んでもらう必要がある。提 出はファックスで構わない。また、裁判官との面接を 希望する場合は、ファックスと同時に14部に電話して 面接を申し入れる。意見書の原本は、面接時に持参 すればよい。

裁判官面接時に身元引受人など関係者の話を直接 聞いてもらいたいときは、同人にも裁判所に同行して もらう。もっとも、裁判官によっては弁護人しか面接 を受け付けない場合もあるので、関係者にはそのよう に説明をしておく必要がある。

4 補足~勾留決定に対しては準抗告を!!~

仮に勾留決定がなされても、準抗告が認容されることは十分ありうる。勾留決定時には間に合わなかった 資料を追加できるのであればこれを追加して、準抗告 を申し立てるべきである。準抗告の判断は弁護人に通 知されるが、当日夜間になることが多いため、連絡が つく連絡先(携帯電話番号等)を裁判所に伝えておく ことが必要である。

以下、実際に去年以降勾留請求が却下された事例 を紹介する。

5 事例① 暴力行為等処罰二関スル法律,銃刀法違反

(1) 事案の概要

被疑者が公共の場でカッターナイフを出して相手方 に向けたとされる事件。被疑者によれば、相手方も被 疑者に対して蹴るという暴行を加えたという。

(2) 弁護活動

裁判所に対して勾留請求却下を求める意見書,釈 放後は被疑者を監督する旨を記載した母親の誓約書 をファックスで提出した。意見書では,事案が軽微で あること,目撃者多数で証拠収集が容易であること, 被疑者の供述録取書が作成済みであること, 障害年 金を受給しており逃亡のおそれがないこと,就職活動 の最中であり釈放の必要が高いことなどを主張した。 裁判官面接は行っていない。検察官の準抗告はなし。

(3) コメント

犯罪の成否を争う予定だったが勾留請求は却下され、最終的に不起訴となった。

6 事例② 建造物等損壊

(1) 事案の概要

被疑者がパチンコで負けた腹いせに、パチンコ店の 外壁を損壊した事件。

(2) 弁護活動

逮捕当日に当番弁護士として接見し、弁護人選任と示談の意思を確認。接見後にそのまま被害店舗に行き、被害状況の確認(ただし、既に修理済みであった)、責任者に示談の意向があること、及びおおよその示談金額を確認した。翌日示談金を預かり、その旨を被害店舗にファックスで伝えた。これら示談の交渉状況を報告書にまとめ、雇用主の身元引受書と一緒に、裁判所に対する勾留請求却下を求める意見書に添付して裁判所に提出した。また、意見書には、すでに写真等で客観的証拠の収集が済んでいること、被害が軽微であること等も記載した。裁判官面接を行い、示談成立の見込みがあることを説明した。検察官の準抗告はなし。

(3) コメント

早期に示談成立までは行かなくとも交渉に入れたこと,接見後に被害店舗に行って被害が軽微であることが直接確認できたことが早期の身体拘束解放につながったのではないかと思う。

勾留請求却下を実現するためには、極めて迅速な対応が必要である。しかしながら、先に述べたとおり勾留請求却下は決して難しいことではないので、的を射た弁護活動を行い、被疑者の人身の自由を守れるようにしたい。

性別にかかわりなく、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第11回 2015年度理事者と女性会員との懇談会報告

男女共同参画推進本部委員 石井 悦子 (60 期)

1 はじめに

当会では、年に一度、当会理事者(会長・副会長)と女性会員との懇談会を実施しております。第4回目となる今回は、2015年7月30日(木)、およそ60名の方々のご参加をいただき、昼食をとりながら2時間にわたり様々な議論が交わされましたので、その概要をご報告します。

2 概要

(1) 出産・育児等と仕事・会務との両立支援について

男女共同参画推進の重点課題とアクションプランについては女性会員の理事者が実現し、外部団体外部組織に推薦派遣される女性会員の割合が25%を超える等の課題を達成していること、併せて育児休業中の会費免除について執務時間に関する要件が撤廃されたこと、これを受けて育児中の男性会員の利用が増加していること、会務免除についても要件が軽減されたこと等の報告を、当本部から行いました。会費免除制度については、出席会員から、改正後の利用要件についての再確認があり、更なる周知が今後の課題となりました。

また、従前から懸案となっている弁護士会館内への一時保育施設の設置については、利用者のニーズを把握するためにアンケートを実施していること、保育施設設置のための法令上の要件をクリアするため東京三会や日弁連との情報共有を検討していること等の報告を行い、併せて近隣の保育施設の紹介等を行いました。出席者からは、常設の一時保育施設がないという現状をふまえ、当面、4階の和室の活用を促進していくことが重要ではないか、また場合により派遣の保育士やベビーシッターと会が提携し当該和室を利用することを検討してはどうか、という意見をいただきました。なお、4階和室の利用には、個別のケースでは当日申請等の柔軟な扱いも許容されているものの、決裁手続等の関係から制度上は原則として3営業日前までの申請が必要とされており、より迅速・柔軟な手続による

和室の活用が課題となりました。また、4階女性会員室について、パソコン・プリンターなど備品を充実させる取組みを継続している旨の報告を行いました。

(2) 業務分野の拡大と業務における差別是正について

女性社外役員候補者名簿の提供事業の現状について、2014年度の開始以来これまでに約100名の登録があり、企業からの名簿の提供依頼も寄せられている旨の報告を行いました。当該事業については、当会のウェブサイトでの広報以外に、今後も企業向け研修会等を通じた効果的な広報活動を行っていく予定です。

また、就職後の育児休業・仕事復帰について、他 会の例を参考に実例を紹介したり表彰制度を設けたり することで、実効性のある取組みの例について周知し 共有するべきではないか、との意見をいただきました。

性差別・セクシュアルハラスメントの現状とセクハラ相談の在り方について、セクハラ相談件数が少ないことに鑑み、外部機関の起用等も検討してほしいという意見をいただきました。また、女性会員のメーリングリストにつき、キャリアアップ等の情報などもあると有益であるという意見をいただきました。これらの意見については、各制度をより使いやすいものとするべく当本部として今後検討予定です。

3 おわりに

今回も、多数の会員の皆様にご参加いただき、多数の議題について意見交換を行いました。議題のうち、出産・育児支援制度について当会ウェブサイトの会員サイトに詳細な説明がございますのでご参照ください。(https://www.toben.or.jp/members/kenkou/shussan.html)

出席者の増加をふまえ、来年以降については、例えば小規模なグループに分けて議論を行うなど、より出席者が理事者と意見交換しやすい形態も検討したいと考えています。来年以降も多数の女性会員の参加をお待ちしています。

V12 MOCETNA —連載 新進会員活動委員会—

第59回

インハウスロイヤーに聞く

vol.3 日本ビジネスシステムズ株式会社

聞き手:新進会員活動委員会委員 白井 太朗 (63期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士へのインタビューを行っています。今回は、インハウスロイヤーへのインタビュー企画の第3回として、日本ビジネスシステムズ株式会社にてご活躍されている貝原怜太会員(67期)にお話を伺いました。 ※本記事は2015年6月29日現在の情報をもとにしています。

―― 御社の概要や業務内容はどのようなものですか。

弊社は企業向けのITの企画、コンサルタント、システム開発から保守、運用までを行っている会社です。グループ全体では従業員約1600名、本体で約800名の従業員がいます。

―― 御社の法務部門の構成はどのようなものですか。

私が所属する法務部は私を含めて計4名のスタッフが 所属しており、その中でインハウスロイヤーは私1名です。 全員本社に勤務しています。

--- 貝原さんはどのような業務をなさっていますか。

私は兼務で経営計画、コーポレートガバナンス、社内規定の整備などの組織管理を行う経営企画部にも所属しています。経営企画部兼法務部、監査役スタッフという立場でして、業務としては新規ビジネスのリーガルチェックや契約書のレビュー、各部門からの相談への回答、株主総会や取締役会運営の補助、社内規定の整備等です。その他、監査役からの求めに応じて監査業務の補助を行うこともあります。

よくインハウスロイヤーの業務としてイメージされる契約 書のレビューは今までのところ、月に日本語の契約書で数 通程度ですが、英語の契約書レビューも期待されています ので、今後はもう少し増えると思います。

―― 貝原さんと他の法務部スタッフの業務内容に違いはありますか。

他の方に比べて社内規定の整備に関わることが多くあります。また、新規ビジネス等の重要案件には基本的に携わることになっていますので、関与案件の面でも違いがあります。

―― 業務上、社外の弁護士とは関わりがありますか。

弊社の顧問弁護士に会社内での重要案件等での相談や、契約書のダブルチェック等をお願いしています。また、弊社を顧問弁護士の先生に紹介していただいたため、わからないことを相談しやすい面もあります。顧問弁護士の先生との会議が行われる際は、基本的に同席し、問題点について一緒に検討します。弁護士の視点、会社員の視点の双方を踏まえて、仲介役として関与できるよう心がけています。

―― どのような経緯で法律事務所への就職ではなくインハウスロイヤーになられたのですか。就職活動の状況は?

東京での就職を希望し、修習開始前に東京で多少の就職活動を行いましたが、実務修習地が釧路ということもあって、本格的に就職活動を始めたのは昨年の8月頃でした。その後、9月から10月にかけていくつかの内定をいただきました。

弊社につきましては、法科大学院でお世話になった弁護士の先生の後輩弁護士が弊社の顧問弁護士であるとの縁で、インハウスロイヤーを募集しているというお話をいただきました。非公開の募集であったようで、最初の面接が役員面接であり、緊張しました。



貝原怜太会員(左)と白井太朗委員

弊社の内定を得た段階で、他に日弁連のひまわり求人求職ナビにおいて公募していた2つの東京都内の法律事務所からも内定をいただいていましたが、IT業界に興味があったことと、裁判所や検察庁での修習中に組織内で働きたいと考えたこと、弊社が成長中の企業であり様々な経験を積んでいけると考えたことがインハウスロイヤーになった決め手でした。

まず労働条件が明確です。定時は午前9時から午後5時30分までで、給与額などの労働条件も明示されました。 給与は法律事務所に就職した同期から聞いた平均的な数字 と同等ですし、残業代も支払われます。

--- インハウスロイヤーのやりがいとは何ですか。

弊社は成長中のため、成長とともに様々な重要案件に当事者として携わることができ、やりがいがあります。また、新規ビジネスの立ち上げ段階初期から携わることができる面などはインハウスロイヤーの良いところだと思います。将来的にも、重要案件に携わる機会を活かして社内で活躍す

れば、上層部に認められるチャンスが十分にあると感じています。

---- 会務活動や弁護士会の利用等はどのようになっていますか。

定時は午前9時から午後5時30分ですが、上司の理解があり、許可を取って、勤務時間中でも弁護士会の図書館に出向いたり、委員会活動に参加することは可能ですし、委員会活動や弁護士会の研修に興味はあります。ただ、私自身まだ仕事に慣れていないため業務量の都合上、あまり研修などに参加できてはいません。

今後, 仕事に慣れ, 大型案件が終結して余裕ができ次第, 弁護士会や日本組織内弁護士協会の研修にも積極的に参加 していきたいと考えています。

インハウスには事務所弁護士では絶対にできない仕事が たくさんあります。代理人という立場ではなく、当事者とし て案件に近づきたい方、ワーク・ライフ・バランスを重視 される方、組織で活躍したい方はインハウスロイヤーという 働き方を考えてみてはいかがでしょうか。

金額を聞いた聞き手の雑感としては、現在の就職事情では魅力的な給与額であり、魅力的な人材の確保のために法律事務所も新人弁護士の給与水準を下げる一方ではなく、インハウスの雇用条件を把握しておくことが必要かと感じました。また、社内における福利厚生も充実しており、素晴らしい会社であることを実感しました。

わたしの修習時代

紀尾井町:1948-70

湯島:1971-93

和光:1994-

16期(1962/昭和37年)

恩師と仲間に感謝



会員 平山 正剛 (16期)

南宋の朱熹が編纂した「宋名臣言行録」に,諸葛 孔明にも並び称される張詠が,「同期」について,次の ように語っている。

「わたしの同期のものには、人材がとりわけて多い。なにごとにも慎重に対処し、人望が厚いという点では、李沆の右に出るものはいない。その深い徳をもって天下の人士を感服させることでは王旦に、また、君主の非をきびしく諫めてわるびれぬことでは寇準に、それぞれおよぶものはあるまい。かくいう小生も、一軍の指揮をまかされれば、けっしてひけはとらぬつもりだ」*

よき友として切磋琢磨し、互いを高め合う、いわゆる 「同期の桜」である。「花の○○組」とも言えよう。

私は、同期である16期生を語るとき、この譬えを 思い浮かべる。16期生からは、最高裁長官、同判事 2名、また検事長や国務大臣等々を輩出しており、私 は、素晴らしい同期生に恵まれたと、日々感謝している。

我々16期生は、先の東京オリンピックが開催された 1964年に、実務家としてスタートを切った。50周年 を迎えた一昨年は、未だ各方面で活躍している大勢の 同期生が集まり、盛大に50周年を祝ったが、その席で、 皆が互いに、頑張って次の2020年東京オリンピック 開催を迎えようと誓い合った。尚盛んな同輩の姿に、 私自身も力を貰い、奮い立つものがあった。

振り返ってみれば、修習時代は、前期修習、後期 修習ともよき師、よき友に恵まれた。また実務修習地 は神戸で、神戸地裁、神戸地検、神戸弁護士会(現 兵庫県弁護士会)の実務修習では、いずれも生涯尊敬 出来る優れた指導者に恵まれた。時には近弁連内の 大阪,京都,奈良,滋賀,和歌山修習の先生方と一緒に高野山で夏期合宿を行なうなど,切磋琢磨し多くの事を学んだ。後に私が日弁連会長選挙に出た際に,近弁連の全単位会で勝利を得たのも,当時ともに学んだ同期生のお力添えのお蔭と思っている。

修習時代は、受験生時代の法律知識は当然のものとされ、何よりも前提となる「事実」を大切にする教育が行なわれた。法文適用の前提となる事実認定のあり方、紛争解決のあり方に力点がおかれ、更に、法曹の使命は、「世のため、人のために尽くすことである」と強く指導された。その教えは未だ忘れることなく、日々立ち返るべき指針として深く心に刻まれている。

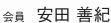
修習終了から52年を迎えてみると、私は、現在、「己の魂の生活と仕事の一致」を座右の銘に掲げて 仕事に取り組んでいるが、これは修習時代に、指導 教官はじめ、修習の先輩、また同期生に学んだことが、 その礎となっているように思える。

冒頭に紹介した「宋名臣言行録」の外伝には、「春風の中に坐すが如し」という言葉もある。朱光庭が、程明道先生に教えを受けた時の感想であるが、よい教育の場にめぐり合えると、出来るだけ長くとどまり学びたいとの気持ちが生ずる。よき師、よき先輩、よき同輩、よき後輩は、何物にも代えがたい宝であるが、私の修習時代は、この宝を得た、人生の土台となった時期であったと感謝している。

^{*&}lt;引用文献>丹羽隼兵『宋名臣言行録』1995年 PHP 研究所 63頁

67 期リレーエッセイ

作品の世界観を正確に伝えたい





1 わからないことだらけの エンターテインメント法務

「これどうですか、いっしょにやりませんか。まあ。 うちの会社では、まだ、誰もがやったことがないこと ないんだけど、面白そうでしょ」

現在,私が取り組んでいるプロジェクトは,役員からの何気ない誘いによって始まった。外国の制作者たちと直接やりとりをして作品の骨格を作り上げていくという作業は非常に魅力的である。アニメーションの制作会社がこういった海外との開発プロジェクトに乗り出すといった話は非常に珍しく,法務はもちろんのこと,プロデューサーにとっても全く初めての体験の連続。これから遭遇するであろう苦難を考えると,果たして本当にゴールまでたどり着けるのかという不安は大きい。しかし,その反面,これを乗り越えるとまた,新しい世界に触れることができるんだなと思うと,妙にわくわくしてくる。

2 作品の世界観を正確に伝える

私は、そもそも、大学を出た後、テレビ番組を作る 仕事をしていた。ある番組で法律相談の取材をさせて いただいたとき、そのときの担当弁護士の方の相談者 に対する真摯な態度に感動して、この仕事に興味を持った。

その後,音楽番組やドラマ番組制作なども経験した ことで,芸術や文化の発展に法的な面から寄与できる ような仕事を中心にやってみたいと考えるようになった。

とくに、私が現在所属している東映アニメーションの 作品には、実写作品に比べて多くのスタッフが関わっ ているため、権利関係も複雑になることが多く緻密な 検討が求められる。驚かされるのは、派生的商品の多さである。なかでも印象的だったのは、あるキャラクターを利用したソーシャルゲームの利用者が、原作である漫画に興味を持って、その世界観にのめり込むことが珍しくないことだ。制作者側としても、ソーシャルゲームの分野に出版やテレビと同じように原作の世界観を味わえるメディアとしての役割を期待しているといえる。利用者の身近にあるものすべてから原作の魅力を感じることができるような環境作りを目指しているのである。

したがって、こういったプロジェクトでは、原作の世界観を利用者の方々に正確に理解してもらえるよう、担当者の間で定期的にどのような作業を行うべきかを詰めていくことも法務的観点からは重要になってくる。そのため、私自身も打ち合わせ等に現場の担当者と同席し、彼らが作品の魅力をどのように伝えていこうとしているのか十分に理解し、その思いを契約内容にうまく反映できるように留意している。

3 明日はきっとある!

私のように、企業の中で特定の種類の案件ばかりに 関わっていると、訴訟に携わる機会もほとんどなく、 事務所に勤務している弁護士と同じレベルで法律家と しての基礎を身につけるのは難しい環境にあると思う。

ただ、自分自身が深く興味を持っていることを仕事としてできるということは、運が良いことには変わりはないと思う。よくわからないことは、ヤマほどあるが、面白い作品に出会い、面白い人に出会い、そして、今まで気づかなかった自分の能力に出会えることを信じて、一日一日悔いのないよう過ごしていきたいと思っている。

心に残る映画

『バンテージ・ポイント』

2008 年/アメリカ/ピート・トラヴィス監督作品

自分の目で見たモノだけが 真実だと思うのか?

会員 早乙女 朋宏 (67期)

「バンテージ・ポイント」 スペシャルプライスで 9/2 発売 発売元: ㈱ハビネット 販売元: ㈱ハビネット © 2008 Columbia Pictures Industries, Inc. and GH Three LLC. All Rights Reserved.



1 荒廃した生活

敬愛する小峯健介会員から執筆のお話をいただいてから、私の生活は荒みました。朝起きて映画を観て出勤し、夕食を食べ映画を観てから就寝するという毎日で、休む暇もありませんでした。来る日も来る日も、ポップコーン片手にコーラをあおりながら映画を観て、時にはデイトレーダーのように画面を2つ置いて映画を観るなんてこともしました。そんな不摂生な生活がたたったのか、髪は抜け、仕事は減り、大地は荒れ果て、今年も猛暑となりました。

そんな中でようやく選択したのが今回の作品です。

2 法律家としての葛藤

しかし、決まってからが、また地獄。映像を言葉で伝えることの難しさといったら筆舌に尽くしがたいものでした。ヒヨッコで、しかも一介の法律家に過ぎない私が、芸術ともいうべき映画を言語化することに果たして意味があるのだろうか。ピカソの作品の外縁は説明できても、おそらく作品それ自体を言葉で表現することはできないでしょう。一文書いては筆を止めの繰り返し、そういう地獄のような日々が続きました。通勤電車に揺られながら推敲し、いい表現が思いついたらその都度メモを忘れない。それでも、いい表現が見付からず、独りの夜も過ごしました。なぜ、自分だけがこんなに苦しまなければならないのか。同じ年頃の弁護士が、酒にコンパと青春を謳歌しているというのに、私ときたら、来る日も来る日も男臭さが漂う薄暗い自室に閉じこもって、同じ映画を観る毎日。

しかし、そんな地獄のような日々をおくびにも出さず、 酒を断ち、コンパを断り続けた結果、なんとか執筆作業 を終えることができました。 私は法律家らしく、映画の説明を必要最小限にとどめることにしたのです。いうなれば、要件事実です。無能と笑う人もいるでしょう。だけど、私は多くは語りません。口を開いて映画を台無しにしたくはないからです。

3 有利な見地

作品の名は「バンテージ・ポイント」。スペインの都市「サラマンカ」のマヨール広場で起きた米大統領狙撃事件の真相を追うストーリーとなります。大統領を狙撃したのは誰か。一連のテロの犯人は誰か。その真相を、8名のキーパーソンの視点から紐解いていくというものです。8名のキーパーソンは、その時、何を見て、何を思い、どのような行動をとったのか。一見、無関係にも見える一人一人の行動が、少しずつ、しかし確実に一つの真実へと結びついていきます。

4 唯一の解決策

この映画を観て、私は思います。事件は多角的に見なくてはならないということを。自分の目で見たものだけを真実だと思ってはいけないということを。だから、実のところ、私自身、この映画の内容が、今述べたものでいいのか断言できません。ひょっとしたら、観てすらいないのかもしれません。つまり、この映画の本当の内容を知るには、自分自身の目で観て確認するしかないのです。

ただ、何度も言うように、自分の目で見たものだけを 真実だとは思わないで下さい。私たちに出来ることは、 目を凝らし、耳を傾け、ポップコーンを片手に真実に 迫ることだけなのです。そして、そのためには、まず レンタルショップへ急ぐことが重要でしょう。

コーヒーブレイク



カジノ旅行の楽しさ

会員 石井 光人 (50期)

「私のカジノ遍歴」

いわゆる先進国の中でカジノがない国は、日本と アイルランドぐらいだと言われている。それくらいカジノ はどこの国にもある。海外旅行のついでにカジノへ行って 以来、激務のリハビリと称してはカジノのあるリゾート地 へ旅行することが私(と妻)の趣味となった。

これまでに行ったカジノを列挙してみる。

"ラスベガス, アトランティックシティ, パームスプリングス, ミシシッピ川流域, バハマ, アルーバ, モーリシャス, モナコ, ニース, マルタ, メルボルン, シドニー, パース, ゴールドコースト, ケアンズ, ニューカレドニア, テニアン, シンガポール, マカオ, 韓国等々"

スキポール空港やフランクフルト空港にもカジノが 置かれており、そこへ寄るためだけにトランジットした こともある。

「勝てますか?」

海外カジノの話をすると、よく聞かれるのが、この質問である。

しかし、カジノでは基本的に勝てない。ゲームの性質上、必ずカジノ側が勝つようになっているからだ。これをハウスエッジ(控除率)といい、ゲームによって様々だが、大体1~5%である(ちなみに宝くじは50%、競馬等は25%)。したがって、長期的にみれば、プレーヤーは、理論上、必ず負ける。大数の法則には抗えない。

ただ、短期的には運よく勝つことがある。本誌のどこかに寄稿している私の妻は、いつも少しだけプレーし、勝ったらすぐに止めているので、生涯成績はプラスである。

「楽しいですか?」

では、 長く続ければ負けることがわかっているに、 なぜカジノに行くのか。 カジノのどこが面白いのか。

一言で言えば、カジノの持つ雰囲気、非日常感なのであろうが、たぶんそれだけではない。テーブルゲームには、プレーヤーのアクションが必要となるものが多いが、私は、そのアクションに喜怒哀楽を込めており、傍から見ていると、相当に面白いらしい。そういう意味では、自分でうまくテーブルの雰囲気を作り出しているのかもしれない。私としては、体感型アトラクションに参加しているような感覚である。

ちなみに、カジノの雰囲気は、西洋系とアジア系では異なっている。西洋系のカジノでは、プレーヤーは、アルコールを片手にディーラーとおしゃべりをしながらゲームを楽しんでいる。フレンドリーなプレーヤーが多く、私の拙い英語力でも十分会話を楽しめる。Blackjack (21に近づけるゲーム)や Craps (ダイスを2つ投げるゲーム) では、テーブルが一体となり、プレーヤーが勝つと、歓声が上がり、ハイタッチが起こる。ラスベガスで長時間ダイスを投げ続けて大いに盛り上がり、他のプレーヤーから100ドルチップのご祝儀を貰ったこともある。

これに対し、アジア系のカジノでは、プレーヤーは、賭ける事そのものを楽しんでいる。テーブルもBaccarat (9に近い方が勝つゲーム) 一色である。Baccarat ではプレーヤー同士が戦うことが多く、殺伐とした雰囲気になりがちだが、私は、こちらにも順応している。片言の広東語を駆使しながらあれこれカードを捲っていると、いつもは無表情のディーラーも笑い出す。Baccaratで

ハイタッチしている のは、私のテーブル ぐらいだろう。

将来, 長男が成人 となり, 家族3人で 一緒のテーブルを 囲むことを楽しみに している。



Blackjackトーナメントの優勝トロフィー

法律总

『グローバル化と社会国家原則 日独シンポジウム』高田昌宏/信山社

『岩波講座現代法の動態4 国際社会の変動 と法』長谷部恭男/岩波書店

外国法

『MPEPの要点が解る米国特許制度解説』 丸島敏一/エイバックズーム

『ベトナム・タイ・インドネシア・マレーシア・インド編 (外国意匠制度概説)』 創英IPラボ /日本評論社

『フランスの生命倫理法 生殖医療の用いられ方』小門穂/ナカニシヤ出版

憲法

『**平等権のパラドクス**』 吉田仁美/ナカニシヤ 出版

『**ヘイト・スピーチという危害**』 Waldron, Jeremy /みすず書房

『[憲法物語] を紡ぎ続けて』 奥平康弘/かもがわ出版

『憲法とリスク 行政国家における憲法秩序』 大林啓吾/弘文堂

『最新! ここまでわかった企業のマイナンバー 実務Q&A』 牧野二郎/日本法令

『マイナンバー制度』白石孝/自治体研究社 『担当者の疑問に答えるマイナンバー法の実務 Q&A』影島広泰/レクシスネクシス・ジャパン 『金融機関のためのマイナンバーへの義務的対 応&利活用ガイド』大野博堂/金融財政事 情研究会

『伊藤真が問う日本国憲法の真意』 森英樹/日本評論社

『「安全保障」 法制と改憲を問う』 山内敏弘/ 法律文化社

『安保関連法総批判』森英樹/日本評論社

行政法

『官民ファンド活用ガイド』川村雄介/金融 財政事情研究会

『歴史学が問う公文書の管理と情報公開 特定 秘密保護法下の課題』安藤正人/大月書店 『独立行政法人制度の解説 第3版』独立行 政法人制度研究会/第一法規

『公務員の退職手当法詳解 第6次改訂版』 退職手当制度研究会/学陽書房

『解説行政不服審査法関連三法』 宇賀克也/ 弘文堂

『建築紛争から学ぶ設計実務』 日本建築学会 / 丸善出版

『必携住宅の品質確保の促進等に関する法律 改訂版2015』国土交通省住宅局/創樹社 『Q&A改正建築基準法のポイント』建築基 準法研究会/新日本法規出版

税 法

『**租税回避と濫用法理**』今村隆/大蔵財務協会

『図解国際税務 平成27年版』望月文夫/大

蔵財務協会

『要説所得税法 平成27年度版』野水鶴雄 / 税務経理協会

『図解・詳解組織再編税制』渡邊崇甫/清文社 『源泉所得税の実務 平成27年版』秀島友和 /納税協会連合会

『所得税法』池本征男/税務経理協会

『Q&Aでわかる相続時精算課税制度と各贈与 税特例制度の活用』渡邉正則/税務研究会 出版局

『中小企業の事業承継 6訂版』牧口晴一/ 清文社

『路線価による土地評価の実務 平成27年8 月改訂』小野山匠海/清文社

『相続・贈与の実務 2015年度版』 松本繁雄 /経済法令研究会

『相続税務・法務相談シート集 平成27年度版』 辻本郷税理士法人/銀行研修社

『**図解財産評価 平成27年版**』香取稔/大蔵 財務協会

『**図解消費税 平成27年版**』佐藤明弘/大蔵 財務協会

『図解地方税 平成27年版』逸見幸司/大蔵 財務協会

地方自治法

『逐条地方自治法 新版,第8次改訂版』松本英昭/学陽書房

『自治会, 町内会等法人化の手引 第2次改 訂版』 地縁団体研究会/ぎょうせい

民 法

『公益法人・一般法人の運営と立入検査対応 Q&A110』新日本有限責任監査法人/清文社 『実務からみた公益法人・一般法人の理事の 役割と責任第2版』鈴木勝治/公益法人協会 『不動産実務百科Q&A 第18版』杉本幸雄 /清文社

『実務に効く担保・債権管理判例精選』 道垣 内正人/有斐閣

『条文から分かる民法改正の要点と企業法務への影響』 青山大樹/中央経済社

『民法 (債権関係) 改正法案の概要』 潮見佳 男/金融財政事情研究会

『与信管理論 第2版』 リスクモンスター株式 会社/商事法務

『プラクティス金銭消費貸借訴訟』 梶村太市 /青林書院

『子ども中心の面会交流』 梶村太市/日本加除出版

『事例でみる親権・監護権をめぐる判断基準』 冨永忠祐/新日本法規出版

『法人後見実務ハンドブック』池田恵利子/ 民事法研究会

『財産管理の理論と実務』水野紀子/日本加 除出版

『Q&A遺言・信託・任意後見の実務』雨宮 則夫/日本加除出版

『遺産分割のための相続分算定方法』 梶村太市/青林書院

『遺言実務入門 改訂版』遠藤常二郎/三協 法規出版

『境界紛争事件処理マニュアル』 境界紛争実 務研究会/新日本法規出版

『新マンション建替え法逐条解説・実務事例』 犬塚浩/商事法務

『マンション管理の知識 平成27年度版』マンション管理センター/マンション管理センター 『認容事例にみる後遺障害等級判断の境界』 九石拓也/新日本法規出版

「Q&Aハンドブック交通事故診療 全訂新版』 日本臨床整形外科学会/創耕舎

『わかりやすい物損交通事故紛争解決の手引 第3版』 園部厚/民事法研究会

『交通事故物的損害の認定の実際』 園部厚/ 青林書院

『損害賠償における休業損害と逸失利益算定 の手引き 2015年版』斎藤博明/保険毎日 新聞社

会社法

『税理士が知っておきたい50のポイント創業 支援』 東京税理士会/大蔵財務協会

『平成26年会社法改正』岩原紳作/有斐閣 『ここが変わった!改正会社法の要点がわかる 本』三原秀哲/翔泳社

『平成26年必携改正会社法の実務』 東京弁護士会親和全期会/自由国民社

『会社法・同施行規則主要改正条文の逐条解説』第一東京弁護士会総合法律研究所/新 日本法規出版

「一問一答·平成26年改正会社法 第2版」 坂本三郎/商事法務

『平成26年改正会社法商業登記理論・実務と 書式』日本司法書士会連合会/弁護士会館 ブックセンター出版部LABO

『変わるコーポレートガバナンス』 森濱田松本 法律事務所/日本経済新聞出版社

『最新株式会社法』近藤光男/中央経済社 『新株予約権ハンドブック 第3版』太田洋/ 商事法務

『新株予約権・社債 第2版』森濱田松本法律 事務所/中央経済社

『中小企業における株式管理の実務』後藤孝 典/日本加除出版

『監査等委員会設置会社のフレームワークと 運営実務』福岡真之介/商事法務

『コーポレート・ガバナンスからみる会社法 第 2版』桃尾松尾難波法律事務所/商事法務 『監査等委員会設置会社のフレームワークと 運営実務』福岡真之介/商事法務

『**監査役・監査委員ハンドブック**』中村直人 / 商事法務

『会社の計算 第2版』森濱田松本法律事務 所/中央経済社

『**監査人の職業的懐疑心**』増田宏一/同文舘 出版

商業登記法

『特例有限会社の登記Q&A』神崎満治郎/

テイハン

『<mark>詳解商業登記 全訂第2版 上巻</mark>』 筧康生/ 金融財政事情研究会

『詳解商業登記 全訂第2版 下巻』 筧康生/ 金融財政事情研究会

刑法・刑事法

『修復的正義の諸相』西村春夫/成文堂 『実践犯罪被害者支援と刑事弁護』兵庫県弁 護士会/民事法研究会

『デジタル・フォレンジック概論』 羽室英太郎 /東京法令出版

『**逐条解説特定秘密保護法**』青井未帆/日本 評論社

『刑事コンプライアンスの国際動向』 甲斐克 則/信山社

司法制度・司法行政

『市民の法的ニーズ調査報告書』日本弁護士連合会弁護士業務総合推進センター/日本弁護士連合会弁護士業務推進センター

『**日弁連六十年**』日本弁護士連合会/日本弁 護士連合会

「法曹倫理』日本法律家協会/商事法務 「公正会ニュースでみる活動記録 (DVD) 東京 弁護士会法友会第5部公正会90周年記念』 東京弁護士会法友会第5部公正会

『なせばなる 頭脳も磨けば質量共に育つ私の体験物語』伊藤末治郎/日本図書刊行会

訴訟手続法

『**民事訴訟実務・制度要論**』瀬木比呂志/日本評論社

『**証拠保全の実務 新版**』森冨義明/金融財 政事情研究会

『不動産明渡・引渡事件の手続と書式』 堂島 法律事務所/新日本法規出版

『裁判手続による債権回収』 虎門中央法律事務所/民事法研究会

『民事保全の実務 第3版増補版 上』八木一 洋/金融財政事情研究会

『民事保全の実務 第3版増補版 下』八木一 洋/金融財政事情研究会

『業界別事業再生事典』鈴木学/金融財政事情研究会

『家事事件処理手続の改革』新·アジア家族 法三国会議/日本加除出版

『養育費政策の源流 家庭裁判所における履行確保制度の制定過程』下夷美幸/法律文化社『プラクティス刑事裁判』司法研修所刑事裁判教官室/法曹会

経済産業法

『サイト別ネット中傷・炎上対応マニュアル』 清水陽平/弘文堂

『キーワード式消費者法事典 第2版』日本弁護士連合会消費者問題対策委員会/民事法研究会

『条解消費者三法』後藤巻則/弘文堂 『独占禁止法の意見聴取手続および抗告訴訟 の実務』井上朗/民事法研究会

『下請法ガイドブック 平成27年8月改訂版』 公正取引協会/公正取引協会

『景品表示法 第4版』真渕博/商事法務 『ケースブックM&A』 Ramseyer, J. Mark / 商事法務

『Q&Aよくわかる証券検査・課徴金調査の実務』大久保暁彦/金融財政事情研究会 『東京証券取引所会社情報適時開示ガイドブ

『東京証券取引所会社情報適時開示ガイドブック 2015年6月版』東京証券取引所/東京証券取引所/

『不動産取引の実務』千葉喬/週刊住宅新聞 *+

『仮想通貨』岡田仁志/東洋経済新報社 『融資契約 第3版』関沢正彦/金融財政事 情研究会

『銀行の不良債権処理と会計・監査』 児嶋隆 /中央経済社

『保険業法 2015』石田満/文眞堂

知的財産法

『システム開発紛争ハンドブック』 松島淳也 /レクシスネクシス・ジャパン

『著作権・商標・不競法関係訴訟の実務』高 部眞規子/商事法務

『秘密保持・競業避止・引抜きの法律相談』 高谷知佐子/青林書院

『弁理士が基礎から教える特許翻訳のテクニック 第2版』 奥田百子/中央経済社 『ライブイベント・ビジネスの著作権』 福井健

策/著作権情報センター 『出版をめぐる法的課題』上野達弘/日本評

農事法

『食料・農業・農村基本計画 2015年3月閣 議決定』食料・農業・農村基本計画2015 年3月閣議決定編集委員会/大成出版社

労働法

『経営側弁護士による精選労働判例集 第5 集』石井妙子/労働新聞社

『労働契約締結過程』小宮文人/信山社 『非正規社員をめぐるトラブル相談ハンドブック』 非正規社員問題研究会/新日本法規出版 『チャート安衛法 改訂6版』労働調査会/労 働調査会

『労働保険の実務相談 平成27年度』全国社会保険労務士会連合会/中央経済社

『精神疾患・過労死 第2版』 佐久間大輔/ 中央経済社

『労災事故と示談の手引』秋永憲一/労働調 査会

社会福祉法

『身体障害認定基準及び認定要領 新訂第3版』 中央法規出版

『社会福祉施設・事業者のための規程集 2015 年版 人事労務編』社会福祉施設事業者のための規程集人事労務編編集委員会/東京都 社会福祉協議会

『社会福祉施設・事業者のための規程集 2015 年版 運営編』社会福祉施設事業者のための 規程集運営編編集委員会/東京都社会福祉 協議会

『社会福祉施設・事業者のための規程集 2015 年版 会計経理編』東京都社会福祉協議会 『Q&A高齢者施設・事業所の法律相談』介 護事業法務研究会/日本加除出版

『生活保護手帳 2015年度版』中央法規出版 『生活保護手帳別冊問答集 2015』中央法 規出版

『子どもの権利と人権保障 いじめ・障がい・ 非行・虐待事件の弁護活動から』 児玉勇二 /明石書店

『子どもの権利』 喜多明人/エイデル研究所

医事法

『裁判例から学ぶインフォームド・コンセント』 福崎博孝/民事法研究会

社会保険法

『社会保険・労働保険・人事労務の事務手続』 五十嵐芳樹/清文社

『社会保険の実務相談 平成27年度』全国 社会保険労務士会連合会/中央経済社

教育法

「教育と法のフロンティア」 伊藤良高/ 晃洋書房 『スポーツ法務の最前線』 エンターテインメント ロイヤーズネットワーク/ 民事法研究会 『スポーツ団体のマネジメント入門』 新日本有 限責任監査法人/同文舘出版

「Q&Aスポーツの法律問題 第3版補訂版』 スポーツ問題研究会/民事法研究会

国際法

『実践国際法 第2版』小松一郎/信山社 『国際法実践論集』小松一郎/信山社 『国際法の実践』柳井俊二/信山社 『南シナ海の領土問題』浦野起央/三和書籍 『国際関係私法講義 改題補訂版』松岡博/ 法律文化社

『武力紛争における国際人権法と国際人道法 の交錯』 髙嶋陽子/専修大学出版局

『国際私法原論』笠原俊宏/文眞堂

『実務に効く国際ビジネス判例精選』 道垣内 正人/有斐閣

『英文契約一般条項の基本原則 Q&A』 長谷 川俊明/中央経済社

『英文契約書・社内文書の用語・用例ハンド ブック』 結城哲彦/中央経済社

『国際ビジネス法務』 吉川達夫/レクシスネクシス・ジャパン

『これだけは知っておきたい! 外国人相談の基礎知識』 杉澤経子/松柏社

判例評釈集

『私法判例リマークス 2015 下』 椿寿夫/日本評論社